

平成29年第4回定例会

(第3日)

平成29年12月12日

平成29年第4回平川市議会定例会議事日程（第3号） 平成29年12月12日（火）
午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

おはようございます。
ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

本日は、第5席から第9席までを予定しております。

第5席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○6番
(佐藤 保議員)

皆さん、おはようございます。

本日の第一走者、5席、議席番号6番、誠心会、佐藤 保でございます。リレーで第一走者と言いますと、駆け引きなしで次の走者に引き渡すというのが役目と心得ておりますけど、しばし時間をちょうだいしたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして順次進めさせていただきます。

さて、今年の私の12月の一般質問も米の質問から入らせていただきます。

一昨年12月の米の質問をさせていただきましたが、その時はTPPに関連づけて日本の農業、米はこの先どうなるのだろうかという心配を申し上げましたが、丸2年たちましても、主導権を握っておりましたアメリカが抜けてしまい、まだ進行中でございます。先にヨーロッパ、EUとの経済連携協定が妥結してしまいました。残念ながら、そのEUからもこの先イギリスが抜けることとなります。日本が世界に打って出るため、各産業それぞれの将来性を見極めながら捨て身の取引です。これによって衰退した産業がいくつもあるのですが、関税交渉の難しさを感じてしまいます。米の国と表現している米を主食としない国からは、かつての交渉で現在も大量に輸入していることは忘れてはならないことでもあります。

昨年12月の質問は、日本は米文化を中心とした歴史があるため、土地へのしがらみから抜け出しにくく、その土地から生産される米の量、昔の石高で侍がランク付けされましたように、ずっと太古の昔から日本は頻りに米が政争の具になってきました。

6月に「農業者個別所得補償制度の復活をもとめる請願」が議会にかかりました。現政権では、個別補償制度ではなく経営所得安定対策と名称を変えて、相も変わらず主食の米が政治のおかずになっているわけでございます。私はまったくの政治的背景を抜きにして、小規模農家を代弁する形で賛成の立場を取らせていただきましたが、理事者の皆様方は少し驚かれた様子があったようで、いまでも思い出す次第であります。

当初10アール当たり1万5,000円の米の直接支払交付金が、いまでは7,500円となり、これも来年からなくなります。私のところには11月29日に今年度の交付決定書が届きました。封筒入りの米の直接支払交付金の交付決定通知書、交付単価10アール7,500円であります。これだけで、「これは来年からは払いませんよ。」という、何もこれからは読み取れません。一般質問の通告時、市のホームページと広報で市民に知らせてくださいとお願いしましたが、同じ29日にホームページに掲載されて、後日県のチラシも届きました。これですね。皆さんいただいております。しかし、この2つを突き合わせてみても、すぐ理解できない方が多いのではないかと思います。げたを履かせてもらい、ならしてもらえるのは、認定されて水田フル活用施策に賛同できる大規模農家に限られるようであります。やる気があって認定された方は情報収集にも熱心で、将来を見据えた動きをしておりますが、交付決定書にも来年からは一切触れておりませんでした。何か小規模

農家を置き去りにした感じになっております。

国の生産調整もなくなり、県や各市町村、農協にその役目が回ってきております。さて、平川市の米づくりの形態は今後どうなるのでしょうか。小規模生産者はどうすべきかを聞きたいと思います。これが1つ目になります。

2つ目、平川カントリーエレベーターのピーク時対応について質問いたします。

平川市も約5億の補助金を出し、JA津軽みらいが市の中心部に大型で最新技術のものをつくりました。当初、待ち時間なしで搬入できるという触れ込みでしたが、開設以来ピーク時の混雑が緩和されません。私も毎年1日2日地元の生産組合から駆り出され、2トンダンプの搬入をやっておりますが、今年もまた2時間待ちが発生いたしました。昼食時間帯を挟んでの待機はたまったものではありませんでした。各生産団体はコンバインの待機時間が長過ぎ、急きょ運搬車両を追加して対応したところもあります。距離が遠くなったことで車両を増やし、待機時間でも増やさなければならず、コストがかさむ要因となっております。

先日、状況聞き取りで平川カントリーセンターを訪ねてみました。センター長も頭を悩ましていて、来年度に向けて案を練っているようでありました。改正食糧法の7条にもありますとおり、ここはひとつ、平川市の問題として農協と一緒に問題解決していただければと思います。

次の3つ目もコストの問題であります。

年に10日ほどしか使わないコンバインや田植え機など大型機械の維持費が、米づくりのコスト削減に大きな阻害要因になっていることは昨年も申し上げました。今年特に目立ったのは、天候不順によるコンバインの故障でした。それにかかる修理費用も大変なものになっておりました。

コスト削減を図るため、各団体ではそれぞれに独自の策を講じてはいるようではありますが、まだバラバラに動いているようであります。ここで一堂に会して農業機械の研修会の開催、農機具メーカーとの一括価格交渉、大型機械の共有など、平川市独自のコスト削減のお考えはないのでしょうか。お尋ね申し上げたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長

市長、答弁願ひます。

○市長

(長尾忠行)

佐藤 保議員の、平川市のコメづくりの課題について御質問3点についてお答えをいたします。

まず、1点目の国の生産調整廃止後の対応についてでありますけれど、議員御指摘のとおり、平成30年以降の米の生産調整につきましては、国からの生産数量目標の配分が行われず、需要に応じた主食用米の生産が行えるよう方針が示されております。今後の米価安定のためには生産調整は必要であることから、青森県農業再生協議会では独自の生産数量目標を設定し、生産数量目標の調整を行っていく予定となっております。

先般、国の平成30年産米の生産見通しが発表され、需要は下げどまらな

いものの、民間在庫の縮小傾向を踏まえた結果として、735万トンで横ばいの予測が提示されました。県農業再生協議会では、平成30年産米の生産計画数量については、平成29年産生産数量目標の約23万7,000トンを仮置きとして設定することとしております。詳細については、今月下旬の市町村担当者会議において提示される予定となっております。その内容については、速やかに生産者に情報提供してまいります。

これまでの10アール当たり7,500円の米の直接支払交付金は廃止となりますが、産地交付金、ナラシ対策、ゲタ対策等につきましては、引き続き継続されることとなっております。この制度の変更内容につきましては、12月1日の毎戸チラシ配布とホームページへの掲載を行っております。

続いて2点目、カントリーエレベーターの運用状況とピーク時対策についてお答えをいたします。

平川カントリーエレベーターの運用状況についてであります。津軽みらい農協に確認したところ、当初の荷受計画では、調整日を除きまして19日間の予定としていたようであります。しかしながら、御承知のとおり今年の稲の刈り取り時期には雨の日が多く、実際に刈り取りが終了するまで26日間要したとのことであります。荷受けの待ち時間につきましても、カントリーエレベーターの処理能力以上の搬入量があったことにより、待ち時間が長くなったものと思われま。

また、議員御指摘の混雑状況を確認できるシステム等の構築につきましては、農協と生産団体等との意見交換の場において、生産者からの御意見として農協にお伝え願えればと思ひます。

次に、3点目のコスト削減対策についてであります。

本件につきましては、平成28年12月定例会の佐藤 保議員からの一般質問にもお答えをしておりますが、コスト削減につきましても、組織の再編、圃場の集約化、省力化栽培の導入などに取り組んでいただき、効率的な経営に資するよう検討していただければと思ひます。

また、農業機械のオペレーター養成につきましては、新規に従事する方に十分な機械への乗務時間を確保するなど、作業経験の習熟を図るほか、メーカーの技術者から操作指導の機会の提供を受けるなど、技術力の向上に努めていただきたいと思います。

次に、アクセス道路の整備についてですが、これにつきましても、運搬経路が長いことにより不便ではあると思ひますが、稲の刈り取り時期の特定期間であることを御理解いただき、既存の道路での有効利用をお願いいたします。以上であります。

佐藤 保議員。

それでは、追加の質問になります。平川市の認定農業者として認定されている方の人数をお知らせ願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

経済部長。

平川市の認定農業者の数でございますが、いまの12月現在では398名でござ

- 議長
- 6番
(佐藤 保議員)
- 議長
- 経済部長

(西谷 司)
○議長
○6番
(佐藤 保議員)

ざいます。

佐藤 保議員。

私も小規模農家に加えさせていただいておりますけども、この先自分でも米づくりの魅力は正直言って、ない。いずれ人にすべてお願いするであろうという意識、小規模の方はほとんどそうだと思いますけども。398ですか、全体の農業者として登録している人数、把握してありましたらお知らせ願います。よろしく願います。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

全体の人数については把握してございません。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

我々が機械で悩むという理由の一番の原因は、我々の意識以上に、環境整備する前にもう機械が進歩しすぎたのかなと。機械に使われているという言葉もありますけども、そうじゃないかということもありますんでね。こういう状態が続くのかと。

昔ながらの小規模区画の水田に大型機械を入れているわけでありまして。故障も理解できます。個々人の農地に対するしがらみはまだございます。水田の大区画化、先ほど市長も申しておりましたけども水田の大区画化、さらに欲を申せば生産団体の集約と、さらに機械の一括管理等ができれば、大型カントリーを有効に使えるのではないかと考えます。

そしてアクセス道路、去年も市長にかなり食い下がりましたが、いいお答えがいただけませんでしたけども、やはり設備をつくったらやはりアクセスなんですよ。それだけは何とかお願いしたいということと、申しわけございません、もう1つ、例のアクセス道路に関してもう1つですね。いろいろな各まちづくり懇談会等でもあの道路については要望があるのかと思いますけども、そこら辺の状況、ひとつ最近の状況をお知らせいただければと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御要望のアクセス道路につきましてですけれど、荒田から柏木農業高校の弘南電車の踏切を渡ってバイオマス発電のほうに行く道路のことだと思いますが、私も現場を見させていただきました。引座川沿いに曲がりくねった道路でありまして、非常にまた川岸のほうはかなり急傾斜がございまして。あそこをアクセス道路とするということになると、曲がりくねったままでやるのか、それともまた買収をかけてまっすぐ直線道路にするのか。と同時に多額の費用というのがかかることとなります。荒田町会とかまちづくり懇談会の中でも御要望はございますが、それを早急に、延長距離も長いことから早急に整備するというのはかなり難しいということで、しかも踏切を渡るということで弘南電車との関連もございまして、その辺のところを考慮しながら、現在ではその整備はなかなか難しいというふうにいままでもお答えしてきまして、今回もそういうふうにお答えせ

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

ざるを得ないということですので、御理解をいただきたいと思いません。

佐藤 保議員。

ちょっと残念ではございますけども、いずれ計画には載せていただいて。多分かなり以前から、何年も前も各議員からもあのルートは出てるはずですので、計画に入ってるのであろうと思います。一日も早く完成に向けて努力していただければと思います。

続きまして次の質問に入らせていただきます。

平川市の2025年というタイトルをつけさせていただきました。2025年問題、平川市の実態について質問させていただきます。

団塊の世代の名付け親が、ある別の著書の書き出しにこういう文章で簡単明瞭に表現しておりました。「日本には、特別に数の多い『戦後っ子の塊』がいる。それを私は『団塊の世代』と名づけた。数が多いだけでなく、独特の経験と集団性を持つ世代と認識したからだ。」とあります。

団塊世代、第一次ベビーブーマー、昭和22年から24年生まれを言うようではありますが、その中でも一番人数の多い24年に私は生まれました。戦争を知らない世代ではありますが、物心ついたころはまだ名残がありまして、日本の復興とともに育ち、本当に物のない時代を知っている世代でもあります。

前の質問に農業機械のお話をしましたけども、当時私の記憶では農業機械と言えはすきとくわ、そして農耕馬がありまして、あれよあれよという間に機械に代わるのも目の当たりにしました。

さて、金田小学校では50人の5クラス、尾上中学校では50人の8クラスでした。私たちに合わせてあのハチの巣校舎ができましたので、先生方もまさに我々をブンブンと飛び回るうるさいハチに見えたのは間違いありません。隣の教室から先生の怒鳴る声、指し棒をむちに見立てた女先生、チョーク飛ばし命中率100%の先生、しつけるレベルに応じて力を微妙にコントロールするもみあげ先生やげんこつ先生などなど、いまでは考えられない教師像がありましたが、よく我々をコントロールしたものであります。いま学校で起きているような問題もありましたが、それも大勢の中にかき消され、お互い必死で向かい会ったことを懐かしく思い出します。

前置きが長くなり教育委員会への質問と誤解されますが、さにあらず、高齢者問題の質問ということで入らせていただきます。

もう少し続けます。昭和40年の春、中学校3年の卒業式の後、同級生の集団就職列車を見送り、時を経ずして私も同じホームから故郷を後にしました。それ以来、自分はその就職列車に乗った一人であると自分を言い聞かせてきております。標準語を使おうとすればするほどなまってしまったあのときの恥ずかしさ、言葉で悩んだ後遺症はいまでも残っております。そういう状態であります。

本題に入ります。戻します。都会に出てしまい残っている我々世代はか

なり少ないのではとイメージしている次第ですが、平川市の団塊世代の実態を把握しておりましたらお知らせください。そして、その世代が全員後期高齢者を迎える2025年にはどのような問題が発生し、それに対してどのように取り組んで行くのかお知らせいただきたいと思います。国は膨らみ続ける高齢者の医療費を削減する策として、予防策を講じた自治体に交付金を上乗せするということですが、平川市としてはこれに対してどのように取り組んでいきますでしょうか。

2つ目として、平川市は平成27年10月に「健康づくり宣言」を行いました。いままで高齢者対策としてどのような取り組みを行い、どの程度の成果があったのかお知らせいただきたいと思います。以上、よろしくお願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 保議員の、2025年問題についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

(長尾忠行)

団塊の世代と名付けた方が、この団塊の世代を独特の経験と集団性を持つ世代だというふうに著しておられるようでありますけれど、私も佐藤議員と同じ昭和24年生まれですので団塊の世代でありますけれど、私はこれに当てはまるのかなというふうに思いながらお聞きしておりました。

答弁に入ります。

平川市における、いわゆる団塊の世代の人口は、平成29年10月末現在1,767人で、平川市総人口に占める割合は5.6%となっております。平川市人口ビジョンによれば、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は減少に転じるものの、生産年齢人口も減少するため、人口比率としては増加を続けるものと推測をされております。懸念される問題としては、介護需要の増加と介護職員の人材不足が挙げられます。

このことに対する取り組みとしては、9月定例会における一般質問において答弁したとおり、持続性のある介護保険運営を目指して、介護予防や要介護状態の重度化防止のための取り組みを推進し、生活支援・介護予防サービスの充実により、費用の効率化を進めていくことにしております。

加えて、これまでの介護専門職が提供する介護サービスのほか、ボランティア、NPO、民間団体等住民が主体となって、地域の高齢者のニーズに合った生活支援サービスを創出、提供してまいります。

また、先日、厚生労働省から、高齢者の自立支援と重度化防止などの市町村の取り組みに対する交付金の実施に向けて、対象となる取り組みを評価するための指標の案が示されたところであります。評価対象となる取り組みとしては、高齢者人口などの将来推計を加味した計画の策定や具体的な高齢者対策の取り組みを行っているかなどが評価指標として挙げられております。

当市においては、厚生労働省が示したこの評価指標を念頭に置きながら、必要な介護保険サービスの確保と、必要とされる生活支援サービスの提供

体制の構築に取り組んでまいります。

次に、健康づくり宣言後の高齢者対策の取り組みと成果についてであります。

平成27年10月に平川市健康づくり宣言をし、市民の皆様、関係団体、市が一体となって健康づくりに取り組み、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指し、市ではひらかわ健康ポイント事業やひらかわ健康マイスター養成講座などさまざまな施策に取り組んできたところであります。

また、健康づくりとともに、高齢者に対する介護予防事業につきましても、介護予防教室や高齢者食生活改善事業などの取り組みを行ってまいりました。

その成果としましては、介護認定率の減少や、1人当たりの介護保険給付額の減少などにあらわれているものととらえております。以上であります。

佐藤 保議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

はい、ありがとうございます。この高齢者問題と言いますのは、今朝もNHKで介護スナック、おもしろいニュース番組で、NHKのニュース番組、朝の番組で高齢者スナック。お客様は介護認定者。あれはすごいなど。そういう新しい発想がいろいろと出てまいります高齢者対策でございます。

いずれ、対症療法の高齢者対策はこれからは通用しません。攻めですね。先々、市長申し上げましたとおりにこれからこうなるということで、攻めの姿勢で高齢者対策をお願いしたいと思います。何も団塊の世代を手厚くという表現ではございません。いずれこの世代を知ればいかにこの、支えられる側から支える側に、団塊の世代を味方につけて平川市の財政面、医療費削減等の財政面でも、将来は味方につけますと財政面でも将来少し明るくなるのではないかと考えておりますので、長尾先輩、失礼、長尾市長、ぜひ取り組みのほうよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、平川市循環バスについて質問させていただきます。これは、前の高齢者対策にもかなりリンクするわけでございます。

私の住む地区をただただ空気だけを運ぶ路線バスが通ります。夕べの5時台も確かに尾上駅へ向かい、そしてその折り返しもお客さんは空気。もしかしたら私に見えない何かに乗っているのではと目を凝らして見ましたけども、乗っておりません。空気を運ぶよりは、料金を無料にして少しでもお客さんを運んだほうがいいのではと思いながら毎日見送っております。

さて、平川市循環バスは現在平賀駅前を発着点として4路線が走っておりますが、この平川市循環バスとほかの地区の路線バスの運行状況をまずお知らせ願ひしたいと思います。

次に、金屋線・日沼線という名称で、かつて循環バスを試験運行した経緯がございます。それが、いつの間にか地元への説明もないまま廃止になったと。そこら辺の経緯が2つ目。経緯をお聞きしたいのが2つ目であります。

○議長
○市長
(長尾忠行)

次に、陸上競技場もつくりました。それから新市庁舎、ワンストップサービスの新市庁舎、そして体育館、それらを有効活用するためにも、先ほど申し上げました団塊世代をバンバンその設備に入れ込むためにも循環バス、必要だと思います。その将来計画などありましたらお知らせください。以上。

市長、答弁願います。

平川市循環バスについて、まず現在の運行状況について御答弁したいと思います。

平川市循環バスは、弘南鉄道平賀駅を発着点とし、新屋・尾崎線及び唐竹・広船線は運休日なし、杉館・松崎線及び岩館・大坊線は日曜・祝日運休としており、運行は、弘南バス株式会社が行っております。

今年度4月から10月末までの利用状況は、バスの利用者が延べ1万3,287人で、1日当たりの利用者になると62.1人、1便当たりの利用者になると3.4人となっております。前年度同期の1万4,218人と比べるとやや減少しましたが、最も利用が少なかった平成26年度同期と比べると226人増となっております。

次に、金屋・日沼線の試験運行後の廃止決定についてであります。

平川市循環バスの金屋・平賀線及び日沼・平賀線については、平成22年10月1日から平成23年11月30日まで14か月間にわたり、実証運行という形で運行いたしました。

運行の開始及び終了に当たっては、住民説明会を開催するなど、町会長を始め地域住民から広く御意見をいただいたうえで、市公共交通協議会において協議、決定しております。運行に当たっては目標ラインを設定しており、住民説明会でも乗客数が少ない場合は運行を継続しないこと、期間途中での終了もあり得ることをお伝えしております。この目標ラインは収支率で25%、乗客数では各路線1か月当たりで260人、1日当たりで20人、1便当たりになると5人になります。

残念ながら、乗車実績が目標を下回る状況が続いたことから、最終的には市公共交通協議会で協議・決定のうえで、実証運行の終了を決定したところでございます。実証運行の詳細及び経緯等につきましては、担当部長より答弁をさせます。

次に、新市庁舎を中心とした新たな運行ルートを開発してはというふうな御質問でございますが、新庁舎建設に伴い、尾上分庁舎に現在設置している経済部、建設部及び教育委員会は、新庁舎または現在の健康センターに配置される予定であることから、本庁舎を中心とした公共交通についての検討が必要であると考えております。

また、高齢者の免許返納や買物弱者への対策が全国的な課題となっておりますが、当市においても、交通施策の充実が課題の解決につながるものにとらえておりますので、十分協議を重ねていまの御質問には対応を考えてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長
○企画財政部長
(須藤秀人)

企画財政部長。

私からは、先ほど循環バスとともに路線バスの状況もということでしたので、簡単に説明まず申し上げますと、弘南バスさんが運営していただいている路線につきましては、黒石・温川線、それから板留・南高校線、それから弘前・黒石線始め全部で7路線が弘南バスさんの運営で、市内にかかわる分としては運行してございます。総額、それにかかわる7路線の市としての補助金は約1,000万、1,052万ほど支出しております。

それから、金屋線及び日沼線に関してのこの実証運行の開始から終了までの経緯について補足答弁いたしますと、まず、開始から終了までの経緯でございますが、合併以降、平川市全域の公共交通に関する計画策定を進めるに当たって市内各町会長から御意見をいただいたところ、尾上町会長連合会より、尾上地域での循環バス運行に関する要望書が提出されました。

これを受けまして、改めて尾上地域の町会長との意見交換会、それから地域住民への説明会等を行いまして、運行経路など詳細を詰め、市公共交通協議会の承認を得ましたうえで、平成22年10月1日から運行を開始しております。なお、運行に当たりましては、先ほど市長が答弁されたとおり、設定した目標ラインに達しない場合は運行を継続せず、期間途中での終了もあり得るということを事前にお伝えしておりました。その後、運行期間中の平成23年2月には、沿線町会との意見交換会、毎戸配布のお知らせ等により、運行状況等の説明を行っております。

最終的に、先ほど市長も答弁しましたけども、目標ラインに達しなかったわけでございます。その際の終了に際してでも、運行を終了する旨の説明会を平成23年9月に金屋、八幡崎の2か所で開催、同時に終了のお知らせを毎戸配布し、平成23年11月末日をもって実証運行を終了しております。

続きまして、実証運行の実績について御説明いたしますと、まず、金屋・平賀線ですけども、1日当たりの平均利用者は7.3人でありました。1便当たりでは1.9人、1か月当たりでは96人となっております。1か月当たりでの最大利用者数は平成23年1月の153人でした。

続いて日沼・平賀線です。こちらは1日当たりの平均利用者は5.2人、1便当たりでは1.4人、1か月当たりでは67人ございました。最も利用が多かった月は平成23年2月の172人でした。私からは以上です。

佐藤 保議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

利用者が少ないということで廃止、そして市民への説明もやったということでございますけど、申しわけございません。私、ちょっと聞いてなかったものですから、いま先ほどの発言になります。いずれ新しい設備をつくってそこへ市民を誘導する。それは市政の義務でもあります。そういう感覚でこれからも取り組んでいただきたい。

続けて申し上げます。5月、6月にこの平川市循環バス時刻表、毎戸に配布になりました。よく見ますと、我が地区を通過するのは1件もないわけであります。関係のない箇所へも配布した意図、なぜ配布したかをまず

お聞かせください。

そして、私はこの時刻表を見て、通告した後11月の22日、朝8時10分発の唐竹・広船線から始まって全路線を乗ってみたわけであります。それは次に申し上げますけども、まず時刻表の配布理由、ちょっとお聞かせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御質問の時刻表の配布についてであります。この時刻表は札幌市に本社がある民間企業がみずから広告を集め作成しているもので、市の負担ではなく、毎戸配布できる数を作成していただいているものであります。県内では黒石市、青森市、八戸市のほか、弘南バス株式会社でも同様の時刻表を作成していると伺っております。

バスが走る平賀地区以外にも配布する意図としましては、広く市民に周知し、公共交通の利用促進につなげたいと考えているためであります。御理解をいただきたいと思っております。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)
○議長
○市長
(長尾忠行)

佐藤 保議員。

私はこれを見て、平川市循環バスの実態というものを確認させていただきました。市長は4路線お乗りになったことございますでしょうか。

市長。

残念ながら、私は乗ったことがございません。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

乗ってみて初めて気づくことがございました。意外と時刻どおりに停留所を通過しております。朝一の便で通勤者らしい方もおりましたが、まず買い物と通院が主でありました。バスでの会話等から、まさにコミュニティバスというのはこういうことかと感じたわけであります。

唐竹・広船線に乗った方ですか、運転席の後ろになったおばあさんが後ろを振り向いて、「あれ、あんた、どこのだれだれだっけか」。その裏には「まだ生きでらが。」と私、翻訳して聞いたわけですけどもね。そういう会話が通ると。うらやましいなと思えました。

広船線に乗ったときですね、混雑して、結構。運転手さんは「いつも10人以上ぐらいは乗らないな。」というあれでしたけども、そのときは特に混んだようで、私の隣にも広船から1人、高齢の男性が乗りまして、「どこいかれるんですか。」ったら、やはり「買い物に行って、10時何分で帰ります。」という回答してですね、これは。

次に申し上げます。降りるとき料金を支払うシステムということで、運転手さんは区間ごとの人数とか、その実績は把握はできないシステムですけどもね。

いずれ、最後に述べますのは、うらやましいなと思えましたね。何で尾上にこれがなかったのかと。本音でございます。要は旧平賀町内をくまなく回っているわけであります。なるほどと。これぜひ市長、新市庁舎とか

体育館に合わせる前にですね、来年度予算ひとつ盛っていただきたい。そういう感じしております、あれだけは。平川市合併して10年、均衡ある発展。我々議員もそのために毎日いろいろこういう質問もしているわけでございます。ぜひ、採算が合わないという、それはちょっと、コミュニティバスとか市民の循環バスに関してはちょっと引き算して考えていただきたいと思う次第であります。

そのほか、循環バスのメリットを若干申し上げたいと思います。昨日も、原田議員から買物難民の話が質問されました。私、買物難民の定義というのを初めて知ったわけでございますけども、まさにいろんな、平川市にはその地区がいっぱいありますね。まず、その買物難民の解消にもこの循環バスは必須でございます。

そして共通投票所、平川市が誇る共通投票所。投票所のオーナー、スーパーのオーナーともいろいろお話して、買物客が入れば何か優待券でもないけどそういうのもいずれ考えてもよろしいかと思っておりますけど、買物と共通投票所合わせて、投票率は間違いなく上がるはずですよ。

そして、意外と私、尾上の歩こう会に所属しておりますけども、目的地まで行く足がないということで、もし循環バスを乗り継いで市長のおひざ元の広船で降りて、志賀坊公園などゆっくり散策したいなど。逆に平賀の方も猿賀公園ぜひ、循環バス1つ乗り継げば行けるわけでありまして。

意外と私たちは自分の住んでいる観光地、名所わからないんですね。行ったことないという人ほとんどですんで、そこら辺をもう少し、市内めぐりめぐっていろんなところに行けるような循環バス、ぜひお願いしたいと。

思いのほか時間かかってしまいました。以上、お願いしまして。市長、最後、いまのお考えちょっと。私バラバラと申し上げたまとめたものひとつお願いしたいと思っております。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

まず、佐藤議員がみずから循環バスに乗って体験した感じを市議会の中で反映されるということに対しましては、敬意を表したいと思っております。

循環バスに関しましては、いろんな課題がこれから発生してまいります。特に日沼線や金屋線に関しましては、平成22、3年のときでありますので、それから時間が経過していることもあり、さまざまな対応が必要になってこようかと思っております。特に、バス運行にかかわる課題、問題については、いわゆる市役所の本庁舎方式の採用による市内全域に係る交通網のあり方の検討、そして高齢者等の買物弱者や免許返納者に対する対策、また温川線の廃止及び東部地区への新たな交通手段に対する検討、利用者の減少による路線廃止再編への対応、そしてもう1つ、地域自治組織等の運営による公共交通の確保対策、これはいま松崎地区で検討しておりますが、これらを総合的に考えながら、いわゆる公共交通のあり方について検討してまいりたいと思っております。碓ヶ関地区からはいま、小さいマイクロバスまでいかないうゴンタイプでありますけれども、こちらのほうに実証実験ま

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

たやらさせていただいております。以上であります。

佐藤 保議員。

循環バスも実は先ほどの2025年問題、私があと8年先。その先、免許返上はします。その気持ちで4路線乗ったということを付け加えて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了いたしました。

11時10分まで休憩といたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、8番、山田忠利議員の一般質問を行います。

山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

(山田忠利議員、質問席へ移動)

○議長

山田忠利議員の一般質問を許可します。

○8番

(山田忠利議員)

第6席、誠心会の山田です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問いたします。質問は一問一答方式です。

さて、師走を迎え、市長はもとより市職員、さらには議員の皆様にはさぞや御多忙のことと御推察いたします。お互いに健康に留意し、すばらしい新年をお迎えできますことを御祈念いたします。

質問は再質問いたしませんので、明瞭簡潔に御答弁をお願いいたします。

質問します。まず第1、北朝鮮のミサイルについて、Jアラート時の備えについて。

Jアラートによる弾道ミサイル情報は、現在では、防災無線等で発令された時点で発射から既に数分経過しており、迅速な避難行動が求められます。その場合、発令される時間帯や場所に応じた適切な避難行動をあらかじめ知っておく必要があると考えますが、市民の理解度はまだ浅いように感じています。発令された場合のケースバイケースでの避難行動について、市で独自にマニュアル化し市民に示すべきと考えます。日ごろの訓練は人命第一です。市長の見解を伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

山田議員の御質問にお答えをいたします。

Jアラート発令時の避難行動の市の対応ということでございますが、本市では現在、内閣官房が示す弾道ミサイル落下時の行動について、広報誌や市ホームページに掲載し、市民に対する避難行動の意識啓発を行っているところであります。

議員御指摘のケースバイケースによる避難行動については、国からは議員が求める細かい行動指針までは示されていないのが現状であります。現

状では、国で示す行動指針について、県と連携しながら粘り強く市民に対して啓発していく必要があるものと考えております。

なお、北海道では10月に、さまざまなケースバイケースでの身を守るための行動をわかりやすく漫画化したものを公開しました。本県でもそれを引用し活用することとなり、11月末には本市に対しても市民への啓発に活用するよう情報提供があったところであります。

今後はそういった媒体も活用しながら、国や県と連携し市民へのわかりやすい周知に努めてまいりたいと思います。

○議長

山田議員。

○8番

ありがとうございました。

(山田忠利議員)

2番のたけのこの里(久吉)について質問いたします。今後のあり方について。

この件につきましては、先日一部の新聞社が報道しましたが、それ以前に通告しておりますので質問いたします。

平川市久吉温泉自然休暇村たけのこの里は、平川市の豊かな森林資源を活用して都市との交流を促進し、本市の活性化を図ることを目的に設置された施設です。自然と親しめる施設として、県内外からの観光客のほか、幼稚園、小・中学校、高等学校の遠足や野外活動、PTAのレクリエーション活動でも利用されておりました。オープン以来、碓ヶ関開発株式会社が管理運営を行ってきましたが、近年、施設の老朽化が進行とともに利用者が減少しており、厳しい状況になってきていると聞いています。市では、たけのこの里の今後のあり方についてどのように考えているのかお聞かせください。

また、久吉ダムを通過してたけのこの里に至る通路は、古くから地元の久吉地区だけではなく碓ヶ関地域住民が山菜取りなどで利用してきた道路です。今後の通行はどのようなになるのかお知らせください。さらに、施設・道路の整備にはどの程度の金額が見込まれるのかお知らせください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

たけのこの里について、今後のあり方について御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

たけのこの里は平成10年のオープンから20年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでおります。利用者数は年々減少し、入浴者・宿泊者ともにピーク時の半分以下になり、それに伴い指定管理料は年々増額となっております。今年6月には数日間にわたりクマが目撃され、営業に支障が出る事態も発生しております。今後営業を継続するためには、施設及び道路の修繕に多額の費用が見込まれます。

このような状況から総合的に検討した結果、たけのこの里の営業は平成29年度で終了し、平成30年度からは休業とし、今後施設の廃止・解体を検討することにいたしました。

また、道路の通行については現在、市道と林道との併用協定に基づき供

用しておりますが、今後たけのこの里の廃止・解体の検討を踏まえ、林道管理者である津軽森林管理署やダム管理者である中南地域県民局などの関係機関と、併用協定の解除や市道路線の廃止も含めた道路の利用形態について協議を進めたいと考えております。施設及び道路の修繕費用については、担当部長より答弁をさせます。私からは以上です。

○議長

碓ヶ関総合支所長。

○碓ヶ関総合支所長（工藤久富）

たけのこの里の改修費用についてであります。主なもので給湯ボイラーの取り替えに260万円、屋根の塗装に1,300万円、排水管敷設替に1,200万円、交流センター浴室の改修に300万円、バンガローの内壁外壁の改修に850万円、合計で3,910万円が見込まれております。以上です。

○議長

建設部長。

○建設部長（木村雅博）

私からは、道路法面の修繕費用についてお答えいたします。

たけのこの里につながる市道久吉東碓ヶ関山線は、久吉ダムを通過する道路となっており、道路法面のモルタル吹き付けが剥離し背面土砂が滑落する事象が発生しております。また、剥離していない箇所であっても多数の亀裂が確認されており、今後大規模な法面对策工事が必要になると見込まれています。

今後、市道として道路を管理した場合、法面对策工法としては現場吹付法砕工が考えられ、整備延長830メートル、整備面積3万平米、事業費として約15億6,000万円が見込まれます。私からは以上です。

○議長

山田議員。

○8番

ありがとうございました。

（山田忠利議員）

次に3番、アスベスト及びPCBについて伺います。まずは、実態の把握について。

最近、建築物の改修工事や解体工事を行う際、アスベストを含んだ建材の有無の確認を怠り、飛散対策をしないまま工事が行われていたことが新聞報道されております。アスベストについては、中皮腫など健康被害を誘発し深刻な問題となっております。そこで、市内にある建築物のアスベストの使用施設、また、PCBを保有、保管、使用している施設の実態について伺います。

碓ヶ関地域には、閉鎖後10数年放置されたままの状態となっている民間宿泊施設があります。この施設では、窓ガラスが壊れるなど老朽化が進み、劣化した配管の保温材にアスベストが使用されて飛散する可能性があると考えられます。周辺には碓ヶ関中学校の校舎や校庭もあり、子どもたちへの健康被害も心配されるため、早期に飛散防止の対策が必要と考えるが、民間施設に対する市の見解を伺います。なお、以前にこの施設の配管工事に従事した業者が、アスベスト中皮腫の被害者と認定され、数年後に中皮腫が原因で亡くなったと家族から聞かされていたことを申し添えます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

アスベスト及びPCBについて、まず実態の把握等についてお答えをい

(長尾忠行)

たします。

議員御質問の市内にある建築物のアスベスト及びPCBの使用実態は、市有施設のアスベスト使用実態についてですが、平成17年度に飛散性の高い吹きつけアスベストの使用が疑われる14施設を調査した結果、2施設で使用が確認されたことから、解体したものが1施設、除去及び囲い込みをしたものが1施設となっております。

また、近年では、飛散が確認されていなかった煙突のセメントパイプや給排水管の保温材の損傷、劣化により粉じんが発生し飛散が確認されていることを受け、国の依頼に基づき平成28年度に補足調査した結果、38施設においてアスベストが含有された保温材、耐火被覆材、断熱材が使用されている可能性が確認されています。

今後、これらの施設の改修や解体工事を実施する場合には、アスベスト含有の分析のうえで、適切に工事が行われるよう努めてまいります。

次に、市有施設のPCBの保管、使用状況についてお答えをいたします。

まず、PCBには濃度が0.5%を超える高濃度PCBと、0.5%以下の低濃度PCBがあります。当市には、碓ヶ関総合支所に保管している旧碓ヶ関幼稚園の蛍光灯安定器に使用されていた高濃度PCB、このほか、碓ヶ関総合支所で使用中の変圧器は製造年より低濃度PCBが含まれている可能性があるとしております。高濃度PCBは平成34年度まで、低濃度PCBは平成38年度までに処分しなければならないこととなっておりますので、期限までにすべて処分を終えるよう進めてまいります。

次に、民間が所有する建築物についてですが、当市では民間が所有する建築物の図面等の資料がないことから、アスベストの使用実態については把握をしておりません。

民間建築物のうちホテル、旅館等の特定施設については、吹きつけアスベスト等に関する調査結果を建築物定期調査報告書に記載し、特定行政庁である県に報告することになっておりますので、まずは県と協議しながら実態把握に努めてまいります。

また、民間建築物のPCBにつきましては、県が昨年度より県内事業所を対象に「PCB廃棄物掘り起こし調査」を実施しており、県内に潜在する未把握のPCB廃棄物の保管状況等の把握に努めています。

市においては、PCB廃棄物を期限までに確実に処分すること及び使用中のPCB含有機器についても期限までに使用を終えて処分する必要があるということについて、広報誌での周知を行ってまいります。以上です。

山田議員。

ありがとうございました。

それでは、4番の教職員の多忙化と部活動のあり方について質問いたします。

教職員の多忙化の大きな要因として部活動があります。教育委員会として、部活動のあり方、適正化についてどのように考えているのか伺います。

○議長

○8番

(山田忠利議員)

近年、教育現場には、子どもの多様化や保護者や社会からの要請が複雑化する中で、教師の仕事はこれまで以上に多岐にわたり、子どもたちと十分に向き合う時間が不足してきていると言われていています。今年4月に報道された文科省の平成28年度教員の勤務実態調査の集計によれば、小・中学校とも教員の平日1日当たりの勤務時間が11時間を超え、10年前に比べ30分以上増加し、教職員の多忙化が指摘されております。また、土曜日、日曜日についても中学校では1日当たり3時間を超えており、その主な業務内容を見るとほとんどが部活動の指導であり、10年前に比べると1時間以上の増加となっております。

部活動を指導する先生方は、子どもたちのためということを考えて取り組んでいることと思います。しかし、先生も家庭に帰れば一家庭人であり、親でもあったりします。部活動での試合は、土曜日や日曜日に行われることが多く、自分の子どもが通う学校の行事、運動会や発表会などに一度も行ったことがないという先生の話も聞いたりします。

また、指導する先生は、必ずしも担当する部活動のエキスパートとは限りません。これまでまったく経験のない部活動を担当することによって、ノイローゼなどの精神的な不調を来す要因となると聞いております。このような状況を考えると、部活動を担当する先生方は少なくとも1週間に1日の休養日はぜひとも必要であると考えております。

そこで伺います。平川市教育委員会では、教職員の多忙化の大きな要因となっている部活動について、そのあり方、適正化についてどのように考えているのかをお伺いします。

教育長、答弁願います。

山田議員の御質問、教職員の多忙化と部活動のあり方についてお答えいたします。

部活動は、教育活動の一環として行われるものであり、児童生徒が学級や学年を離れて仲間とともに汗を流し、互いに励まし合いながらスポーツ・文化・科学等の活動をすることにより、学習意欲の向上を始め自主性・向上心・責任感や連帯感を培うなど、豊かな学校生活を送るうえで大きな意義を有しております。

しかし、一方で議員御指摘のとおり、休養日もなく活動時間が長時間に及んだり、経験のない部活動の指導に従事したりするなど、教員の負担が大きくなっている状況にあります。

このことから平川市教育委員会では、県教育委員会作成の「スポーツ活動の指針」や、県小学校長会及び県中学校長会、県中学校体育連盟文化連盟3者の部活動休止日に関する申し合わせ事項、第1・3日曜日は部活動休止日とする、他の週については土曜日・日曜日のいずれかを休止日とすることを小・中学校に周知し、適正な部活動となるよう指導に努めております。

学校教育の充実を図るためには、教師が子どもたちと向き合う時間の確

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

保と、教師一人一人の心身の健康が不可欠であります。今後とも、校長会や学校訪問等の機会を通じて、子どもたちのスポーツ・文化活動への意欲・関心がそがれることがないよう配慮しつつ、部活動の適正化に一層努めてまいります。以上でございます。

○議長
○8番
(山田忠利議員)

山田議員。

御答弁ありがとうございました。部活動の意義を踏まえ、平川市の子どもたちの健全育成につながるよう適切な部活運営を推進していただくようお願いいたします。

次に、5番、小学校英語教育の充実について。

平成32年度から小学校5・6年生に外国語科英語が導入されますが、平川市ではこれにどのように対応するのか伺います。

世界の国々の垣根が低くなり、人や物が自由に行き来する、いわゆるグローバル化が急速に進む中で、現在学校で学ぶ児童生徒が卒業後に社会で活躍するところには、さまざまな国の人たちと協力したり、または競争したりするなど、国際的な環境の中で生活していくことが予想されます。

このことから、国際共通語である英語を用いてコミュニケーションする能力を育成するため、小学校では、東京オリンピックを迎える2020年、平成32年度から新学習指導要領が全面実施され、小学生高学年に外国語科英語が導入されることとなりました。

しかしながら、小学生教員の中には、英語の指導に不安を抱える教員が少なくないと聞いております。英語教育の充実には、教職員の指導力の向上や英語指導力に長けた教員採用が重要と考えております。平川市教育委員会では、これらについてどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

小学校英語教育の充実についてお答えいたします。

小学校の英語教育の充実を図るためには、教員の指導力向上が不可欠であります。このため、平川市教育委員会では、子どもたちにコミュニケーション能力の素地を養う授業づくりを目的に、毎年、外国語活動研究協議会を開催しております。その研究成果を市内全小学校において共有化することにより、子どもたちは英語で歌ったりゲームをしたりするなど、楽しみながら英語を使って積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が育成されてきております。

また、議員御指摘の英語指導力にたけた教員採用についてであります。小学校の英語教育充実の観点から重要であると認識しております。

平成30年度、青森県公立学校小学校教員採用候補者試験の出題科目に新たに英語が追加され、31年度からは、中学校英語の普通免許状を有する受験者には加点する制度が導入されることになっております。この取り組みが、平川市の小学校英語教育の充実資する優秀な人材の確保につながることを期待しているところであります。

教育委員会では、引き続き外国語活動の指導の充実に取り組むとともに、新たに教科となる外国語についても研究対象に加え、子どもたちの読む・書く態度の育成を含めたコミュニケーション能力の基礎が身につくよう、教員の英語指導力の向上を図ってまいります。以上でございます。

○議長

山田議員。

○8番

御答弁ありがとうございました。平川市の子どもたちが夢や志を持ち世界に羽ばたいて活躍できるよう、先生方への指導よろしく願いいたします。

(山田忠利議員)

次に6番、平川市の世界一のねふたについて。

平川市の観光の目玉の一つである世界一の扇ねふたが、JR社などからの助成金を活用して今年新たに製作されました。また、平賀駅前の県道の電線地中化について、未整備部分の事業が今年度から始まっており、今後ますますねふた祭りも盛り上がっていくと期待しています。

このねふた祭り及び世界一の扇ねふたを観光の目玉として情報発信し、誘客を図っていくためにも、新しくねふた展示館を建設していただきたい。新設する展示館については、市役所近辺の目立つ場所で、かつ観光案内、物産などの販売も可能なものを設置していただきたいと考えています。できるだけ早い時期に建設していただきたいと思いますが、市長の考え方を伺います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

山田忠利議員の、ねふた展示館の新設についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

今年度、当市の世界一の扇ねふたは助成金を活用し、これまでのねふたよりも1メートル高い12メートルで、新しい骨組みが完成いたしました。

また、未整備だった県道の無電柱化事業が着手され、徐々に大型ねふた運行時の支障も解消されてまいります。

当市の観光コンテンツとして、平川ねふたまつり及び世界一の扇ねふたは、誘客を図るうえで非常に重要であると認識しております。その世界一の扇ねふたを常設しているねふた展示館の新設についてでございますが、今回1メートル高くなった新しいねふたを鑑賞するには、展示館の高さが十分に足りていない状況であります。また、現在のねふた展示館は平成12年に建てられたもので、観光客がゆっくり滞在できる機能はなく、新しい展示館の建設が望まれております。

市といたしましても、観光情報発信と誘客向上に向けて、展示館の建設については、前向きに検討しております。

今後、建設場所の選定や観光案内、観光グッズ販売等の併設する機能を勘案し、財政状況を配慮しつつ、方針を定めたいと考えています。以上です。

○議長

山田議員。

○8番

大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

(山田忠利議員)

○議長

8番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。
第7席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を行います。
佐藤 寛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。
佐藤 寛議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

○7番

(佐藤 寛議員)

7番の活政会の佐藤 寛でございます。このたびは質問の機会を与えてくれて本当に議長さん、ありがとうございました。

まず質問する前に、この前の台風の被害に遭われた農家の皆様方、そしてまた長雨によって被害に遭った農家の方々、そしてまた何と云ってもクマの被害に遭った、遭われて悲しい思いをした農家の皆様方に心から深くお見舞い申し上げますと同時に、一刻も早く奮起して活躍して下さることを願って質問に入らせていただきます。

まず、台風や長雨の被害に対する税の負担軽減について質問させていただきます。

①番、1つ目の台風や長雨の被害に対する税の負担軽減についてお聞きします。

今年の9月からの台風、9月から10月にかけての台風18号、21号による暴風の影響で、平川市内でもリンゴの落下被害があったと聞いております。かなりあったと聞いております。どのくらい、私のところに来ているリンゴがいっぱいあったわけですのでわかります。そして、加えて例年に比べ加工用のリンゴが多く出ていると聞いております。これも私自身も、私のところに来ておりましたので本当にわかっております。

そして次に、また、今年7月からの長い雨、大雨やその後の長雨により、野菜の作物被害があったと伺っております。さらには、東部地区においては個人の宅地が崩落するといった被害もあったところでございます。

それぞれの被害の程度によると思いますが、中には例年どおりの収入を得られないという理由により税金を納付することが困難な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。私は当然だと思います。あると思います。

そこで、税の負担軽減の観点から、次の3点について市の考えをお聞きいたします。

まず1点目は、特に多いリンゴの落果及びきず物が多く出た農家がいっぱいいらっしゃるんです、残念ながら。その農家に対してであります。

それから2点目は、長雨によって野菜に不良品が多く出た農家がいっぱいあります。

そして3点目には、長雨によって個人の宅地が崩落した場合に対してであります。

以上、この3点について、被害に遭われた方々から税に関する相談があった場合、税を納める時期、いわゆる納期を延長するなどの対応を考えられないものかどうかを伺います。場合によっては税金を軽くするとか減免

するといった対応が考えられないかどうかについて、丁寧に、市民が納得いくようにひとつ答弁してお願いいたします。

それから次に、2番目のクマ対策についてであります。これは新屋でも随分クマに、被害に遭った方がかなりおります。

クマを駆除する際どのように対応しているのか、現状と今後について。それからその趣旨であります。クマを駆除する際、銃による方法が一番効果的と思われませんが、実際にはどのように対策をしているのかお伺いいたします。

そして2番目に、いま猟友会のメンバーがかなり不足しておりますが、猟友会に助成金などを増やし、そして徹底的に取り組むよう指導してはどうか。

そして3番目、猟友会の人数を増やすよう、何らかの対策を考えてはどうかと思うんです。

そして、この猟友会員の高齢化や後継者不足に加え、近年のクマによる被害の増加など、鳥獣対策を取り巻く状況は非常に厳しくなっております。この状況をかんがみ、猟友会への助成金を増やしてメンバーを増やすようにつなげてもらいたい。そして、鳥獣被害防止対策及び猟友会の人員確保の強化を図るべきと思いますが、市としては今後この問題に対してどう対応していくのか、要点をお伺いいたします。どうぞ市民の皆さんが納得いくように、猟友会のメンバーの方々が納得いくように、ひとつ丁寧に御答弁願います。以上です。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 寛議員の御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、台風や長雨の被害に対する税の負担軽減について、御質問にお答えいたします。

今年9月の台風18号、7月の大雨などによる当市の被害状況であります。幸いにして大きな被害はなかったとの報告を受けております。しかしながら、議員御指摘のとおり、中には農作物被害に伴う収入の落ち込みにより担税力が低下し、一時的に納税が困難になる方もいらっしゃると思われれます。

災害時における対応としまして、広範囲にわたり甚大な被害が生じた場合は統一的な対応が必要になりますが、今年の場合は、個々の被害状況に応じた個別的な対応といたしたいと思っておりますので、御相談いただきますようお願いいたします。

御質問の税に関する納期の延長や減免についての具体的適用条件などにつきましては、担当部長より答弁をいたさせます。

次に、クマ対策について、3点の御質問がございました。

1点目の、クマの目撃情報や農作物の被害があった場合、現地調査のうへ、防災無線による放送や看板設置による注意喚起を行っております。また、速やかに平川市鳥獣被害対策実施隊に駆除を依頼し、基本的には箱わ

なによる捕獲を実施しています。しかし、住宅地付近でのクマの目撃情報があった場合には、猟銃による駆除活動を実施しております。

次に、猟友会に関する質問でございますが、当市では昨年度、平川市鳥獣被害防止計画に基づく取り組みとして、駆除活動を行う鳥獣被害対策実施隊を立ち上げました。この鳥獣被害対策実施隊には、出動時の役務賃金の支給、非常勤の特別職として公務災害が適用されるほか、狩猟税の減免、猟銃の実技講習の免除、ライフル所持の優遇措置などさまざまなメリットがあります。このように、鳥獣被害対策実施隊の活動しやすい環境整備を進めながら、新規隊員の獲得、組織力の強化を図っており、今年度は3人の新規隊員が加入しております。

近年、クマの出没情報が多数寄せられておりますが、当市としては、その現場に即した適切な対策を行うことにより、鳥獣被害防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

企画財政部長。

私からは、1点目の台風や長雨の被害に対する税の負担軽減についての御質問の、税の納期の延長もしくは減免について、その具体的な適用条件などについてお答えいたします。

まずは最初に、対応の1つとして納期の延長ということがございます。

先ほど佐藤議員よりは、農作物被害及び土地の崩落被害に対する税の負担軽減等に対しまして3点の質問がございましたが、3点合わせて答弁いたしますが、いずれの場合も、被害があつて税務課のところに納税相談があつた場合は、まずはその被害状況、それから税の収納状況等について調査をいたします。

その結果、徴収猶予等の要件に該当した場合は、納付期限を延長することや分割で納付することが可能となりますので、相談者の意向を踏まえながら適切に対応してまいります。

次に、減免の適用について説明いたしますが、御質問の1点目、2点目の農作物被害につきましては、今年度の農業収入において一定程度の減収が見込まれる場合、その減免申請していただくことで、今年度課税された市県民税と国民健康保険税への適用が考えられます。その適用基準と減免額でございますが、直近3か年の農業収入の平均より3割以上の減収が認められた場合に適用となります。確定申告などにより減収割合を特定して、農業にかかる所得割額を減収割合に応じて段階的に減額する措置でございます。

また、3点目の個人の宅地の崩落に関しましては、その被害面積がその宅地、土地の2割以上に及んだと認められた場合、今年度の固定資産税について減免が適用される場合があります。具体的には、その土地の固定資産税相当額を被害割合に応じて段階的に減額する措置でございます。さらに、減額された固定資産税を課税標準とする国民健康保険税への適用も考えられます。

○議長

○企画財政部長
(須藤秀人)

いずれにいたしましても、それぞれの相談に応じまして、所要の調査等を行い、その状況に応じて適切に対応していただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、御指摘されました宅地崩落、東部地区のことだと思いますけども、これにつきましては先日、現地を確認させていただきましたところ、その被害面積は約20平方メートルで、その土地における被害割合は約2%ほどでございました。また、すでに復旧されておりましたので、今回は減免などの対象にはならないことを確認しております。私からは以上です。

○議長

佐藤議員。

○7番

(佐藤 寛議員)

丁寧な御答弁ありがとうございました。きっと市民の皆さんが納得していると思います。今後もこういう事態があると思うんです。ぜひその節も十分な対応をしていただきたいと思います。本当に今日はありがとうございました。質問を終了します。ありがとうございました。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、17番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

(齋藤律子議員、質問席へ移動)

○議長

齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○17番

(齋藤律子議員)

それでは、一般質問の許可がありましたので、17番、日本共産党の齋藤律子です。それでは、通告に沿って一般質問を行います。

まず、最初の質問は本庁舎建設について。平川市本庁舎建設についてお尋ねをいたします。

1点目の質問は、建設費52億5,000万円についてお尋ねをします。

庁舎建設基本計画では、新本庁舎の概算事業費は建物本体工事費、建築・電気設備、機械設備工事等を含めて約35億3,000万円、外構・解体・委託費の概算事業費約17億2,000万円とし、合計で52億5,000万円となっています。財政運営計画とも大きなかわりを持つ52億5,000万円は、消費税率の変更やオリンピック、パラリンピックなどでの建設費の高騰、東日本大震災復興事業等の影響など、「事業費を確定するものではありません。」とも記載されています。

今年の10月10日に視察研修した兵庫県加東市では、当初の事業費に縛られてエレベーターが削られ、1基のみになるという弊害が出たという話を聞いてまいりました。

そこでお尋ねをしますが、基本計画には浸水対応として雨水の貯留層や地中熱の活用等も盛り込まれていましたが、事業費52億5,000万円にこれらのことは反映されるのかどうか。基本設計が進んでいるさなかですが、現在はどのような状況であるか、事業費について市長の考え方をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

2点目の質問は、基本設計についてお尋ねをいたします。

基本設計は、提示された設計に必要な事項を整理したうえで、建物の構造や配置、各階の基本的なレイアウト、備えるべき機能や設備、内外のデザイン等を基本設計図書としてまとめるということです。新庁舎の具体的な完成時の姿が明確になり、工事費の概算が明らかになる基本設計ですが、実施設計のもとともなるということです。

この12月議会の開会日、12月6日、市長の提案理由説明の冒頭で「10月に設計業者と契約を締結し、基本設計作業を進めております。」と述べていることから、私の質問は既に遅しといったところなのかもしれません。

市民の代表による本庁舎建設委員会や議会の庁舎建設委員会等から、プロポーザル提案書の説明に対し、天窗、吹き抜け、大階段設置について反対意見が挙げられています。

そのほか、市役所各課からもさまざま要望が挙げられているようですが、基本設計への意見反映はどのような状況になっているのかお知らせください。これまでの事業でも実施設計後に変更することが多いことから、そのようなことがないように、想定できるところは想定して狂いのないようにまとめ上げるべきものと思っています。

また、健康センターを含めた本庁舎方式を採用し進めています。農林関係、建設部いずれの部署が入ることに決定したのか。このことについてもお知らせください。

それから、3階のカフェスペースやテラスの不要意見も数多く聞かれています。不要となった場合は、その面積分を健康センターに配置しようとしている予定部署に充てたほうがよいという意見も出ています。もしこのようなことになれば、健康センターのその後の利活用にも大きくかわってくる問題となり、尾上分庁舎と同様、あり方の検討が課題として突きつけられることとなります。

いままで述べましたことは、基本設計にも大きな影響を及ぼすことから、市長の見解を問うものです。市長、答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

齋藤律子議員の、平川市本庁舎建設についての御質問2点についてお答えをいたします。

まず、事業費52億5,000万円における市の考え方についての御質問であります。今年3月に策定した平川市新本庁舎建設基本計画では、建物本体工事費として約35億3,000万円、外構・解体・委託費などとして約17億2,000万円、合計約52億5,000万円を事業費としております。この事業費は、第1

○議長
○市長
(長尾忠行)

席山口議員の質問でも答弁したとおり、最近の庁舎建設事例などを参考に設定したものであります。

しかし、今後も東京オリンピック・パラリンピック関連施設の整備、首都圏再開発などの建設需要、人件費の高騰により、建設費はさらに増加傾向になることが予測されています。建物本体工事1平方メートルの建築単価は49万円と高く設定しておりますが、近年の工事費では49万円に少しずつ近づいてきており、2年後の工事入札では49万円を超えることも予想されます。新本庁舎建設に当たっては、機能や品質を確保するとともにコスト縮減の可能性について検討し、52億5,000万円を超えないように事業を進めてまいりたいと考えております。

しかし、齋藤議員御指摘の浸水対策上の雨水貯留槽や地中熱利用設備導入にかかわる事業費は、現在のところ事業費には含んでおりません。

また、オリンピック関連等で資材や労務単価が上昇する外的要因のほか、にぎわい創出、安心・安全、市民の利便性向上、効率的で機能的な庁舎などの基本方針を達成させるため、平川市として真に必要なものを整備するために事業費が超過することも考えられます。

52億5,000万円を超えないことを方針としておりますが、現在行っている基本設計では、事業費の算出も業務の1つとしておりますので、事業費が算出された段階で議員の皆様にご説明させていただきます。

次に、2点目の基本設計についてであります。

基本設計への意見反映についてですが、市民有識者や議員の委員会でもいただいた御意見については、1つでも多くの意見が反映されるよう市と設計者で協議しております。また、今月2回行われる予定の市民によるワークショップにおいても意見をいただくこととしており、特に庁舎前の広場や市民利用スペースについては市民目線で話し合われます。

齋藤議員御指摘の天窓、吹き抜け、大階段については、反対意見があることも設計者に伝えたくて鋭意協議中であります。

次に、実施設計における変更設計がないようにとの御質問であります。齋藤議員御指摘のとおり設計者と連携を密に、また、他市の事例等を研究し、設計の手戻りが生じないよう設計を進めていく次第であります。

次に、本庁舎へすべての部署を集める本庁舎方式としてほしいという御質問であります。基本計画では健康センターを活用する本庁舎方式としているところであります。その理由として、庁舎建設事業にかかわる事業費を少しでも抑えたいこと、市有施設を有効かつ効果的に活用したいことから、本庁舎に近い健康センターを活用することと決定し、それに伴い、本庁舎に勤務する職員に応じた本庁舎面積を7,200平方メートルと設定したうえで設計を発注したものであります。

なお、健康センターに配置する部署は現在協議中であります。齋藤議員の御提案する、すべての部署を1か所に集める本庁舎方式は理想ではあると思いますが、先に述べた理由により、健康センターを活用した本庁舎方

式として進めるものであります。不要意見があるスペースなどの活用については、必要な事務スペースや会議室などへの活用を視野に入れ検討してまいります。

市民に御不便をおかけしないよう、また、健康センターは検診会場や児童館も設置されていることから、本庁舎と一体的ににぎわいが生じるよう引き続き活用していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上であります。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

まず、私が健康センターの分も本庁舎に入れて御提案だと言いましたが、こういう声があるということでお尋ねしましたので、このことに対してはということなのかなということと質問しました。それは考えていないということで、このまま行くということなわけです。

それではお尋ねをしますが、このテラスなどは、これは7,000。これ、壁のないものと思っておりますが、このテラスなど3階にありますね。それはこの7,200平米に含まれているのでしょうか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

齋藤議員お尋ねのテラスの件であります。面積には入っていないと理解しておりました。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

面積には入っていない。しかし、三角形の中には存在するわけですね。それが、やっぱりそこも活用するというふうになれば、壁や窓があればこれは面積に入るということでよろしいんですか。お答えください。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

齋藤議員御指摘のとおり、屋根とか壁ができて囲えるような状態で使おうとすれば、それは面積に算入されるものと理解しております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

大変ユニークな設計で、1番と2番関連がありますから、いろいろ取っ払った形で一問一答ということになりますが、基本設計が進められているわけです。今日、この一般質問が終われば説明があるということですので、案内の文書には、ちゃんと基本設計(案)というふうに書かれております。ですからいろんなことが、これまでの要望や意見がどういうふうにあとして出てくるのか楽しみではいるわけですが、この一般質問では答えていただけませんでした。その案が発表になればということで答えていないのかもしれませんが、できればですね、わかっていると思うんです。わかっていると思うので答えてほしかったんですけども、こういうテラスなどは面積に入っていない。すると、テラスの不要論もいろいろあるわけです。

この提案書に対して、私もいろいろな意見を聞くために市内の、少ないところ、人数は3人から10人、合計7回説明を、女性がほとんど中心でしたが自分なりに行ってきました。私の意見はこうであればいいとかは言わないで、この提案書を、一応説明を受けたものを頭に入れて、そして回り

ましたが、やはりこのテラス、これは非常に、こういうのがあればね、そこで岩木山でも眺めていけばいいんでしょうけど、そういう気持ちにはなかなかならないと、こういうことであります。ですから、テラスよりももっと有効活用にさせていただきたいと、こういうことも出ました。

また、カフェスペースもですね、非常にもう、そこでくつろぐのはだれなのかということです。あれば、それは1回は行くでしょうけれども、そこを利用してそこがずっと恒久的にカフェも存在していくかなれば、いままでのいろんな食堂の例を見てもやっぱり疑問が残るということも、これ現実の問題として、そういう市民の女性の皆さんが思っているわけです。これは市役所から選ばれてないごくごく一般の方です。

そういうことで、そういう意見も大変多く出ましたので取り上げたんですが、このテラスの……基本的には答えないということで、これが終わってからの案を、示した案を見て考えなさいってことなわけですが、そうなってこういうことが出てくれば、何と一般質問ってというのはどういうものなのかと。その前に通告してるから、「一応こういうことも考えました。」くらいは欲しかったんですが、どういう形で出てくるか楽しみにしておりますが、この建設費の52億5,000万円、これは守られない方向が強いということが出されました。そういうことで財政運営に対して、財政運営計画の説明のときにも「上限が52億5,000万円ですよ。」と述べているんですね。ですからこれが、一部合併特例債残ってますが、こういった場合どういふふうな対応になるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

この庁舎の金額に関しましては、基本的には御提示しております52億5,000万円を超えないように努力を重ねてまいりたいと思っております。ただ、先ほどの御答弁でも申し上げましたように、諸般の情勢が変わった場合はこれはやむを得ないってことがあるのか。あるいはまた、52億5,000万円を超えないために別な措置を考えなきゃならなくなるか、いずれかだというふうには思っております。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

あまりはっきりしない。基本設計を発注しておきながら、何と歯切れの悪い答弁かと思えます。そういうことで、こういうやむを得ない場合じゃなくて、実際もう超えるようなことが明らかな状態になっているわけです。ですから、こうした場合はこうしたいということを知ったかっただけですね。合併特例債少し残ってますがそれを充当するつもりなのか、もう一度お願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

現在、基本設計を発注して、基本設計に業者の方が取りかかっているところでもあります。基本設計の上で大体のあらすじの金額が決まっていますので、建設費は35億3,000万の予定でありますけれど、その部分を越えないように努力していただくようお願いはしたいと思えます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

努力をしてもらおうと。設計者に努力をしてもらおうということですね。努力をしてもらってもやむを得ない場合、それはまた考えるんでしょうけれども、なぜ聞くかという加東市のように、この52億5,000万円、財政運営計画上も上限だと言っているこのことに対して、超えた場合やっぱりどこか落とす。こういうことで市民サービスが低下する。それはあってはならないと思うので、私は質問しているわけです。市長がここに、基本設計に至る段階でもまだはっきりものが言えない。こういうことには非常に残念に思います。

それで、その基本設計いま進んでいる中で、健康センターに入る課に対してでもですね、決定しなければいけないんじゃないですか。これまでの説明の中では、建設部が入った場合、図面を広げたりいろいろ見たりする大きな机が必要だとか場所がどうのこうの、そういうことも言っていました、やっぱりこのプロポーザルで提案書が出されたわけですから、それにこの段階では既に決定してるものだと思うんですが、それもまだっていうことですか。もう一回、大変念を押すようですがお答えください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

健康センターに配属となる部署につきましては、先ほども申し上げましたとおりまだ決定はしておりません。建設部もしくは経済部、どちらかにはなるかと思えますけれど検討中のところであります。大体ほぼ健康センターに入る人員は30名程度と見ておりますので、それらの部署に見合った形になっていくかというふうに思います。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

じゃあ、来月市長選挙控えている市長に聞くのはちょっとおかしいことかもしれませんが、これはいつ決まるんですか。タイムリミットとしてはいつが決まる時期になるんでしょうか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員から御指摘もありましたとおり、できるだけ早めに決定はしたいというふうに思っておりますが、基本設計が今年度いっぱいということでありますので、今年度いっぱいのうちにはその配置等を決めたいというふうに思っております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

いつちゃんとしたのが出てくるのか。私たちもどういうふうに意見を提案していけばいいか。ちょっと市長のそういう姿勢がまだはっきりしないので、非常に困っております。やっぱり、今後長い期間を市民の皆さんのシンボルとして、平川市のやっぱりかなめとして活躍してもらおう本庁舎建設なんです、これでは意見の言わないまま、いろんなこと言わないまま時が過ぎていくような感じで大変残念であります、今日の設計者の案を待つことに。意見交換ということですから、待つことにするしかありませんね。この場では全然、市長はそういう姿勢ですので幾ら聞いても何も出

てこない。平行線をたどるだけで、大変憤りを感じています。

それでは、2番目の質問に移ります。

2番目の質問は、新体育館建設についてお尋ねをします。

1点目は、防災拠点についてお伺いをします。

新体育館は、いまの議会にかけられている一般会計補正予算、修正設計料3,846万余が可決されると、国の緊急防災・減災事業債を活用した防災拠点として位置付けがされることになっています。

一方、新本庁舎は、これもこれまで防災の拠点として説明され、接地階には非常用用品倉庫を整備し災害時の市民サービスに備えるほか、大災害発生時には、救援車両を乗り入れて被災者のトリアージ。負傷の程度によってその治療に優先順位を設ける、これをトリアージと言うそうですが、トリアージや救援活動用のスペースとしても有効に活用とあり、大変立派な目的が掲げられて、現在、基本設計が進められています。また、新本庁舎では、災害対策本部室などの防災拠点機能を市長室に隣接させて集約となっています。

新庁舎も防災拠点、新体育館も防災拠点。この2つの防災拠点は、どのように構想で結びつくのか。市長、この見解をお聞かせください。答弁をお願いいたします。

教育長にお尋ねをします。

当初、新体育館の建設に至った経緯は、国民体育大会のウエイトリフティングの競技会場や各種大会に利用する計画でありました。ところが、緊急防災・減災事業債を活用した防災拠点に変更することになり、建設費も31億円に膨らみました。このことは、平川市の財政運営にも今後大きく影響するものと思っています。防災拠点に変更したことによる教育委員会の考え方は、どのような考え方のもと変更となったのかお知らせください。教育長、答弁をお願いいたします。

2点目は、避難所としての構想についてお尋ねをいたします。

東日本大震災、熊本地震、また豪雨災害など大きな災害が近年、日本各地で続いています。これまでの災害における避難所における教訓を見出せば、特に重視をしなければならない点は、避難所における一人一人の人権をいかにして守り、尊重すべきかだと考えています。

子どもから高齢者、女性、男性、障害を持った方、妊娠中の女性、さまざまな立場の人々が避難する避難所は、それぞれの人権が尊重され守られる配慮が必要と考えられます。

男女別のトイレ、授乳室、妊婦への細やかな対応、洗濯場、物干し場、食事、更衣室、休養室、プライバシーを保護する間仕切りなど、詳しくは省略をしますが、これまでの災害の避難所の教訓に学び、新体育館が避難所機能を十分発揮できるよう、避難者の人権が守れるよう、しっかりとした構想が必要と考えます。このことについて、市長の見解をお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

- 議長
- 市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

まず、私のほうへの御質問2点についてお答えをいたしたいと思います。新体育館施設を活用した防災拠点機能の考え方についてお答えをいたします。

議員も御承知のとおり、現平賀体育館の老朽化に伴うものでありますが、一方では、本市防災対策に最大限活用できるよう、国の緊急防災・減災対策事業債を財源に、所要の防災機能を新体育館に盛り込むこととしております。

この新たに盛り込む防災機能については、新体育館には市民に向けた避難所や物資の供給、また、消防団活動の拠点など、地域防災力の向上のための地域防災拠点機能を持たせることとしております。一方で、本庁舎には災害対策本部による応急対策の調整や指揮・命令機能等の役割を担う防災拠点機能を持たせることにより、本市防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

例えば、2階部分は消防団の広域活動が可能となるよう、情報収集及び指令施設の拠点機能として位置付け、平常時には一部を消防団等の防災研修施設としても活用できるよう検討しております。

また、サブアリーナ以外の1階部分については、現在、指定避難所としている現平賀体育館の老朽化を考慮し、近隣住民の指定避難所関連施設に位置付け、有効に活用できるよう検討を進めているところであります。

なお、新本庁舎には市民の一時避難所としての機能を持たせることとしております。このため、本庁舎には所要の備蓄スペースを確保しておくとともに、当初新本庁舎への整備を予定していた市民向けの備蓄倉庫については、大方を新体育館の屋外に整備することといたしました。

併せて、1階のサブアリーナ部分を関係機関等からの非常用物資の受け入れスペースとして活用することで、新体育館には避難者や地域住民に向けた後方支援活動の拠点としての機能も盛り込んだ構想としております。

次に、2点目の避難所としての構想についてであります。

議員御指摘のとおり、これまでの災害教訓が物語るとおり、大規模災害時における避難者の人権尊重はとても重要なことであり、避難所運営において最も配慮すべき点であるものと認識をしております。

こういった点を踏まえ、新体育館での避難所環境については、避難者の人権尊重やプライバシーの保護に配慮した設計としているところであります。

例えば、トイレや更衣室、シャワールームは男女別の避難者用生活施設としてそのまま活用することが可能であり、また、状況に応じ活用できるよう、屋外への男女別のマンホールトイレの設置も検討しているところであります。

また、妊婦や高齢者への対応、洗濯場、物干し場、休養室といった所要の生活空間については、メインアリーナ周辺の各スペースの活用が可能で

あります。

なお、これらの空間はすべて、避難所部分と通路で仕切ることによって一定のプライバシー保護に配慮した設計としているところであります。

このように、良好な避難所環境に向けては、新体育館施設の設計を最大限に活用する構想としているところでありますので、御理解をいただきたいとお願いいたします。以上です。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

齋藤律子議員の御質問、防災拠点に変更したことによる教育委員会の考え方についてお答えをいたします。

(柴田正人)

議員御指摘のとおり、新体育館建設につきましては、平賀体育館が築42年経過し体育設備の老朽化等が進んできたこと、子どもから高齢者まで広く市民が安心・安全に利用できるよう、スポーツ活動・健康づくりの拠点施設とすること、2025年開催の国民体育大会のウエイトリフティング会場に立候補すること等を踏まえ、建設計画を進めてきたところであります。

平成27年度には基本設計業務、平成28年度には実施設計業務が完了しております。

その後の平成29年5月22日に、学校施設環境改善交付金を活用するため修正設計が必要であることを説明しているところであります。

また、29年10月17日には、緊急防災・減災事業債を活用したいと御説明し、体育施設と防災拠点施設を併せ持つ施設として整備するため、12月補正予算に計上しているところでございます。

防災拠点に変更したことの教育委員会の考え方につきましては、防災拠点として整備されることは、当初の計画でありました国民体育大会ウエイトリフティング競技や各種大会を開催できる施設に加え、トイレ個数の増を始め、車いす利用者のための通路の設置やシャワー室、男女更衣室が広がるなど、女性や子ども、高齢者まで市民のだれもが安心・安全に利用できる良好なスポーツ施設としても整備されるものと考え、修正設計に至ったものでございます。以上でございます。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

はい。いままで説明を受けてきたことを繰り返していただきましたが、まずは、この実施設計を体育館は28年にもう組んでたと。いつでも工事に入れるようにですね。ところが二転三転して今回、その前に合併特例債をあきらめていたわけですが、緊急防災・減災事業債を適用することになったと。ここが一番のあれですね。いま述べたことは、この期間中に急いで、いろいろ防災に対してのこととかいろいろ質問に出たので、そのことに対する答弁作成のためにいろいろ考えていたことを発表してもらったと私は受けとめています。

(齋藤律子議員)

この、確かにそれはいろんな機能を備えた立派なものになることですが、こういう計画性のないやり方、これを非難したいと思っています。やっぱりやるならば、きちんと計画性を持ったやり方をすればいいんですが、こ

ういうやり方をしていくと、今度大変財政のことも一番影響してきますし、市民にもこれは目から明らかに見て、計画性がないと批判されるかと思えます。

それで、この実施設計、それから学校施設関連どうのこうのって言いましたね。そして防災、緊急防災・減災事業債。これは、なったのは市の要望を受けて、教育委員会がやっぱりそれに応じた。いまの答弁、そう私は思ったんですがそれでよろしいでしょうか、教育長。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

お答えをいたします。市長関係部局等と十分協議をして、建てるスポーツ施設が十分市民に良好な施設であるということを考えまして、こういうふうな判断に至ったものでございます。以上でございます。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

それは、まず避難所の構想についてですが、避難所の構想は、いま述べてもらいましたようにいろいろ人権を重視した、そういう防災の拠点の施設にするわけですから、いままでの教訓からそういう設計とかもすぐ出てくる。いままでのいろんな学者の提唱しているやり方とかそういうの研究すれば、いまの答弁はうなずけるものではありませんけれども。

この平川市の防災計画あるわけですね。それも大きく変わっていくわけですけれども、ここまで答弁してもらいましたので、その平川市の防災計画、これを今後見直ししなければいけないという段階だと思えます。それはいつごろをめどに見直しをかけていくのか、いまの答弁からちょっと感じましたのでお答えください。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

齋藤律子議員の御質問にお答えします。防災計画の見直しは今年度に予定してございます。その中で新体育館を防災拠点施設ということで位置付けして記載する予定でございますので、来年の3月までには修正を行いたいと思っております。

○議長
○17番
(齋藤律子議員)

齋藤律子議員。

一番は、新体育館建設はやっぱり計画性がないところから出発して、ウエイトリフティングはやるということは計画あったんですが次々に変えて、こういうふうに大きく予算も膨らんだということで、今後のやっぱり平川市の財政運営に大きな影響を与えるものと、この事業は思っております。そういうことで非常に、今回の修正設計料、これまで幾ら使いましたでしょうか。

○議長
○教育委員会事務局長 (大湯幸男)

教育委員会事務局長。

はい。齋藤律子議員の、これまで幾らかかったかということについてお答えいたします。

まず、基本設計業務であります。先ほど教育長答弁ありました。平成27年12月9日から平成28年3月18日までの履行期間で448万2,000円で契約しております。実施設計業務であります。平成28年5月21日から平成29年2

月28日までの履行期間で4,946万4,000円かかっております。合計でありますと、5,394万6,000円であります。以上です。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

それと合わせて今回3,846万。そうすると大変1億円近い数字になるかと思いますが、そういうことではこういうやり方はちょっと無駄なというか、ロスがあったとは思いませんか、市長。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

ロスがあったと思わないかということではありますが、これは見方ではないかなというふうに思います。順を追っていきますと、まず当初体育館の建設を計画して、実施設計ができたのが29年の2月ですから28年度いっぱいでありました。これで建設に着工するという直前までいきましたけれど、いわゆる本庁舎の建設費等が上がってきて、合併特例債の枠の中に収まらないということで断念して、昨年度は皆さんのほうに御提示したのは、33年以降に23億円で新しい体育館を建てるというふうなことで御説明させていただいていると思います。この場合はメインアリーナ、サブアリーナを含めて4,400平方メートルくらいだったというふうに思っております。

今回、この緊急防災・減災対策債を活用しての避難所として、新たな防災施設として整備するという方向性を出したことについては、確かに新たな設計費はかかりましたけれど、この緊防債を使うことによつてのいわゆる国からの支援があるということを考えればそういうふうな、そのほうが市の財政にとってはもちろん有効でありますし、と同時に避難所としての、いわゆる大きな人数が集まって災害のときの避難所としての対応ができる。そういう場所がやっぱり必要でありますので、今回そちらのほうにも向けることができる。しかも避難者にもやさしい環境のもとでの施設が整備できるということで、かじをそっちのほうに切ったということでございます。

○議長

齋藤律子議員。

○17番

(齋藤律子議員)

いろいろ言いましても堂々めぐりするだけですが、100%の起債ができて大変有利だと。70%は交付税算入されるということで、この緊急防災・減災事業債を使うことになったわけですが、いずれにしても3割は借金として残るわけです。そういうことから、合併特例債以上のまた事業を進めていくということで、ここでは絶対に、昨日も言いましたが、市長は「ちゃんと考えてるんだ。」と、こういうことのようなので、もうここは絶対に、30年後はどうなるか、それはわかりません、だれも。しかし政治の、国の政策が変わってきた場合、兵庫県の篠山市のように、満額発行した合併特例債の後に償還が始まって、そして今度は三位一体改革が始まったと。そういうことで破綻状態に陥ったわけです。政策上、国の政策でそうなる場合もあります。これはわかりません。しかし、大変危険な平川市の今後を抱えているというふうに思います。

そういうことでは、私たちがきちんと、市長が意見を出して議論して、とことん議論したいんですが何とか歯切れの悪い、そういう方向で、なか

なか自分たちもどうなるのかわからない。どういうふうに頑張っていけばいいかわからない。これが不安材料です。ですから、この問題はいろいろ議論しても始まりませんが、こういうやり方は、やっぱり自治体としては投資する姿勢は必要です。しかし、こういうやり方はやっぱり慎んでいただきたい。これが私が言いたいところです。そういうことでぜひこの問題、きちんとやっぱり説明責任を果たす意味でも、きちんと市長は責任持って、出た質問には今後とも答えていただきたいなと思うことを一言添えて、次の3番目の質問に移らせていただきます。

3番目の質問に移ります。

3番目の質問は、猿賀小学校校門からの市道認定について。土木課、子育て支援課、教育委員会の見解についてお尋ねをいたします。

猿賀小学校の校門から校舎に向かう学校敷地内通路は、平成11年4月、隣接に社会福祉法人秀峰会が開設した日沼保育園、現はすね子ども園の通路として利用されています。利用するきっかけとなったのは、旧尾上町立猿賀保育所と日沼保育園との統廃合によるものです。

はすね子ども園には、この学校敷地内の通路以外に出入り口がないことから、児童が登校する時間に園児を登園させる保護者の車の往来時間が重なるため、通路は非常に混み合い、学校敷地内であるにもかかわらず児童の安全が脅かされている状況であります。

この通路の問題については、これまでも児童の安全を確保するようにと議会で取り上げてまいりました。先般の一般質問で、校舎の建て替えを契機に新たな歩道を整備し、車の動線を明確にすることで、児童の安全を確保した外構設計に努めるとの回答がありました。

本定例会において、この問題となっている通路部分が含まれる議案第131号市道路線の認定について、その中に路線番号1402、猿賀学校線130.4メートルが提出されています。

そこで、猿賀小学校外構整備工事による児童の安全確保に対する見解と、学校敷地内通路を市道路線として認定するに至った経緯についてお伺いをしたいと思います。市長と教育長に答弁をお願いいたします。

市長、答弁願います。

猿賀小学校の通路に関しての御質問であります。現状の児童の安全対策については、後ほど教育長が答弁をいたします。

私からは、市道認定にかかわる安全確保対策についてお答えしたいと思います。

猿賀小学校外構整備工事による、児童の安全確保についての見解ですが、歩道と車道を分離した道路として整備し、道路の区域及び管理先が明確になることにより、児童の安全対策が確保されるものと考えております。

当該通路部分の市道認定に至った経緯については、担当部長から答弁させます。私からは以上です。

教育長。

○議長

○市長

(長尾忠行)

○議長

○教育長
(柴田正人)

齋藤律子議員の御質問、児童の安全対策についてお答えをいたします。
猿賀小学校校門からの校内通路については、はすね子ども園に対して、児童・園児の安全対策を徹底させることを条件に、平成11年4月に土地使用貸借契約を締結しております。この通路は、猿賀小学校児童の登校と、はすね子ども園の園児を送迎する時間帯が重なるため、小学校では注意喚起の看板を通路2か所に設置するほか、交通安全教室を開催して交通マナーや交通安全意識の向上を図り、児童の安全確保に努めております。

また、小学校の教職員と子ども園職員と一緒に校門に立ち、地域住民の協力を得ながら、車の誘導と子どもたちの安全指導を行っております。

猿賀小学校校舎改築事業の外構工事では、市道と学校敷地を明確にするため校門を移動し、市道と歩道を分離した道路として整備することにより、子どもたちの安全が一層確保されるものと考えております。

今後とも、学校と子ども園が連携して、子どもたちの安全対策に努めてまいります。以上でございます。

○議長
○健康福祉部長
(小林留美子)

健康福祉部長。

私からは、市道認定について関係課と協議するに至った経緯について御説明申し上げます。

猿賀小学校の改築に当たり、これまでのように校舎内に放課後児童クラブのスペースを確保することができなくなることがわかりました。

よって、放課後児童クラブを運営する法人に、猿賀小学校児童の放課後の居場所を確保するため、また、子育てをする保護者を支援するため、放課後児童クラブはなくてはならないものであることから、施設整備を含め今後の運営の意思を確認いたしました。

施設の整備予定地については、はすね子ども園に隣接し猿賀小学校通路に面した場所ということになりましたので、この通路の取り扱いについて関係課と協議するに至ったところでございます。以上です。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

私からは、学校敷地内通路部分を市道路線として認定するに至った経緯について御説明いたします。

教育委員会が実施している猿賀小学校外構設計業務が完了し、道路として管理する区域が確定しましたので、新設する道路の工事を実施する前に、市道路線の認定について議案を提出したところであります。

これまでの当該通路については、学校敷地内でありながら、はすね子ども園への園児の送迎など一般車両の交通もあることから、利用形態が繁雑で安全対策上からも課題となっておりました。

今回、猿賀小学校外構設計業務の際、学校及び子ども園関係者の利用が重複する通路区間の安全対策を考慮し、その重複区間については、道路管理者が管理する道路とすべきと判断いたしました。

このことから、教育委員会との協議を進め、登校する児童の安全を確保するため幅2から3メートルの歩道の設置、車道についても安全に車がす

- れ違いできる2車線を確保するなど、市道の基準を満たした道路として整備し、今後、道路管理者が管理していくため、市道路線として認定することといたしました。以上です。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) それではお尋ねをします。敷地内はこれまで学校の敷地内ということで、道路でないからと言って、穴ぼこなどができたときはなかなか建設部のほうに申し入れても難しい点がありましたが、今度はきちんと修理、ちゃんと舗装していく。穴ぼこできた場合は舗装してくれるということですね。それと、この市道は駐車禁止でしょうか。2つ伺います。
- 議長 建設部長。
- 建設部長 (木村雅博) 今後認定した後、道路補修についてしっかり道路管理者、建設部で行っていくのかという質問については、そういう補修が必要になった際は、建設部土木課のほうで補修を行ってまいります。
- それと、その認定する道路について駐車禁止になるのかという質問については、駐車禁止になりますので、校舎の改築のほうで父兄さんの駐車場または職員の駐車場の整備を考えていますのでそちらを利用することとなります。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) それでは、教育委員会にお尋ねします。いま、駐車禁止になると。そういうことでこれから改築事業に入っていくわけですが、その間にまだ駐車場が整備されてない状況にもあるかと思えます。そうした場合に、学校の卒業式、入学式、学習発表会、参観日、これらの行事で車がたくさん親が乗ってくるわけですが、その間の駐車場の確保とか安全対策などは、この事案の解決に向けて協議をしているものでしょうか。お尋ねいたします。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (大湯幸男) はい。いま、齋藤律子議員のですね、行事があったときの駐車場の確保ということでありまして。実は先般、学校側から、現在もちょっと駐車場狭いと。これから雪が降った場合に職員の駐車場がないということでありまして、除雪費とですね、先般、現在のスキー山の後ろとかですね、刈り払いを実施してました。そういう刈り払い等実施しまして駐車場の確保をすることが1点。そしてまた冬場もきちんと除雪するように、先ほど言いましたように除雪費をいまの補正予算に計上して対応するというふうになっております。現場ともきちんと話はしております。学校側とは話をして、広く確保するということをしております。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番 (齋藤律子議員) いま職員の駐車場がないということで対応をお尋ねしましたが、保護者は改築工事中にはどうするかはまだ決まってないということで受け取ってよろしいでしょうか。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 今後、さまざまな行事があった場合に保護者の方の、例えば参観日とか

- 局長（大湯幸男） これからありますので、その辺の対応どうするかということはこれからあります。もう2学期終了しますので、保護者のほうに学校側がどういう対応するかという。我々教育委員会としまして、保護者の部分ということとはちょっとまだ対応してません。至急、学校側と相談しながら進めていきたいというふうに思います。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番（齋藤律子議員） 市長はいま、市道になることで安全が確保されると言いましたが、市道になれば本当に、市道が長引くことで私は大変心配しているわけですが、市道になれば安全は確実に確保されるのか。そういうことではないと思いますが、どういう意味でおっしゃったのでしょうか。お願いいたします。最後です。
- 議長 市長。
- 市長（長尾忠行） 議員も道路の幅員等御承知と思います。いままで市道でない中であってでも、あそこは猿賀小学校のPTAの方や、あるいははすね保育園への幼児の送り迎えとか父兄の方が利用しておって、非常に危険な所でありました。それを市道にして2車線を確保するというので、これはいままで以上に安全、また、歩道もきちっとつけるということで安全になったものと認識しております。
- 議長 齋藤律子議員。
- 17番（齋藤律子議員） 一番はやっぱり、いまの校門から学校の敷地内に入るところで事故が数回起きてるわけです。ですから、これからもくれぐれもこの市道になったという安心していないで、さらに、学校から入るいまのところですね。門のあるところが一番危ないということでは、これからもよろしくお願ひしたいということを申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。
- 議長 17番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。
14時15分まで休憩します。
- 午後2時02分 休憩**
午後2時15分 再開
- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
第9席、9番、石田昭弘議員の一般質問を行います。
石田昭弘議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
石田昭弘議員、質問席へ移動願います。
(石田昭弘議員、質問席へ移動)
- 議長 石田昭弘議員の一般質問を許可します。
- 9番（石田昭弘議員） 本定例会最後の一般質問となります、9席、9番、新風の会の石田昭弘です。議長の許可を得ましたので、通告にしたがい質問いたします。
私はこれまで主に市長の公約である「元気なまちづくりプロジェクト10」に関する質問をしてきましたが、規定の時間内で予定した質問ができなか

ったり、内容を深めることができなかつた項目などがありましたので、長尾市政1期4年の締めくくりともなる本定例会で、3項目に關しまして改めて質問いたします。

まず、1. 市職員の意識改革、①職員の接遇についてです。

この職員の接遇については、平成27年3月定例会で職員の接遇と研修についてと題して質問いたしました。

当時、なぜこの質問を行ったのかといえは、長尾市長が初当選した平成26年第1回定例会、市政運営に関する基本的な考え方と所信の中で、「少子化、人口減少、高齢化社会、後継者不足といった流れに歯どめをかけ、持続的に成長可能な地域社会をつくっていくためには、行政に対する依存度が高いこれまでのまちづくりから、市民が主役のまちづくりに転換する必要があると考えます。」と、このように述べました。

市民が主役のまちづくりに転換する必要がある。これに關しまして私は考えました。そこで、最も市民のモチベーション、ここに大きく影響しているものが何であるか。それは市職員の意識そのもの、対応、また、いろんな形でそのときそのときの考え方とか接し方とか、このようなものが非常に市民の方々に影響を及ぼします。ですからこそ、この市職員の意識改革が成否のかぎを握ると、このように考えたから質問いたしました。

実際に市民が主役のまちづくりのベースとも言える、平成26年度から始まったまちづくり懇談会会議録に目をやると、「市役所に行っても職員の違いがわからないと聞いている。」、「選挙の投票所も雰囲気が悪く、選挙に行きたくないとの声もある。」、「市長選のとき討論会を企画し、文化センターに施設を借りに行ったが、職員の対応が悪かった。」、「平川市の職員全員が、市民に対しておもてなしの気持ちを持って接していただきたいと思う。そうすることが地域の活力にもつながると思う。」など、職員の接遇について改善を求める意見が散見されました。

このことから、市民主役のまちづくりを円滑に進めていくためには、それを主導し支える職員の意識や態度が大きくかかわると思い、市長が「元気なまちづくりプロジェクト10」の「人材で元気」で、まちづくりは人づくりと述べていましたので、市民もさることながら、人づくりの第一に行うべきは市職員であり、職員の接遇改善とスキルアップが必要不可欠であると強く感じました。そして質問をいたしました。

これに対し市長より、『『平川市職員のための接遇向上マニュアル』が完成、全員に配布され実践に移されているところ。全職員が市民の立場に立って誠意を持って対応するよう、接遇向上に取り組んでまいります。』と答弁をいただきました。

そして、これから実施2年経過した平成28年度のまちづくり懇談会会議録には、「最近、市職員の対応はとてもいいように見える。」、「フロアにスローガンを貼ってあるのを見かけたことがある。徹底されていると思う。」、「対応もとても感じがいい。」、「職員の雰囲気がよくなってきた。」、「以前

は不満があったが、最近は明るくなってきたと思うので、もっと明るくしてほしい。」「市役所に行くと、そのたびに丁寧に対応してもらい大変ありがたく思っている。」など評価する意見が書かれるようになりました。

市長公約の「元気なまちづくりプロジェクト10」、「人材が元気」の人づくりと、「市役所が元気」の「市民のための市役所であることを再認識し、さらなる行政サービスの向上を目指す。」が浸透し、職員の接遇が向上してきているように思いますが、市長の見解を伺います。

次に、②市職員の町会活動等への参加について質問します。

同じく、市職員に対する、まちづくり懇談会には「地域の団体活動に顔を出してほしい。」「スポーツや文化活動などの地域活動への参加について、市職員は消極的なように感じる。」など、町会活動等への参加を要望する意見があります。

全国的に、町内会・自治会の活動は存続の危機に瀕していると言われております。少子高齢化社会の進展、核家族、世帯の共稼ぎが進み担い手が減る一方で、住民参加のお祭りや行事を取り仕切るだけでなく、人員やポストのスリム化を進める行政からは次々と業務の委託が来る。ごみ集積所の管理、募金集め、防犯対策、自主防災組織づくり、高齢者の見回りなど業務が多岐にわたり、新たな業務の委託も増えていると言われております。加えて、町会長や役員のみならず手不足が指摘されています。

市長が「行政に対する依存度が高いこれまでのまちづくりから、市民が主役のまちづくりに転換する必要があると考えます。」とは言うものの、市が町会に仕事を振る、もしくは会社で言うところの下請け的存在として扱われるのではないかと危惧しております。

市民の意見に、「行政側と市民との交流を図るために、町会在住のOB職員を含め市職員は町会のコミュニティー活動に積極的に参加してもらいたい。パイプ役として生の声を相互に反映させてはどうか。」というように、町会の状況を正しく知るためにも、平川市の一市民、町会に所属する一住民として市職員は町会活動に参加する。また、市外在住の職員も市のイベントや行事などに積極的に参加するように促すべきであると考えますが、市長の見解を求めます。以上、お願いします。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

石田議員御質問の市職員の意識改革についてお答えをいたします。

議員のほうからまちづくり懇談会の内容について、職員の意識改革と言いますか、評価が出てきたというふうな御指摘がございましたが、私もそのことは感じております。人口減少社会の中であって、行政がすべてやるというのではなく、市民の皆さんが自分たちでできるところは自分たちでやっていただきたいというふうな考えは変わりませんし、今後ともそういうふうな市民の皆さんにも努力していただきながら、行政は行政としての役割を果たしていくという考え方で進んでまいりたいと思います。

市役所の職員の皆さんには、あいさつは先にする、礼やおわびは素早く、

できない理由を探さない、できる知恵を見出そうというふうに呼びかけ、また、職員の心がけとして市民本意、とにかく市民を大事にして市民本位に対応するんだということと、それから、現場に課題があるので現場主義、とにかく課題が出たら現場に行っていただくと。あとは、どうしても市役所とか行政は縦割り社会と言われますがそうじゃなくて、これは情報を共有していこうということと、そのためには対話が必要である。そして、新しいものにチャレンジしていただきたい。これは常々訓示等で述べさせていただいております。これらのことをもとにしながら、職員の接遇等についても進めさせていただいております。

全職員の行政サービスの質を向上させるため、平成26年7月に「平川市職員のための接遇向上マニュアル」を完成させ、全職員に配布して接遇向上に努めてきたところであります。また、昨年度は採用3年以内の職員を対象に接遇マナー研修を実施しており、来年度以降も研修の実施を計画しているところであります。

現状に満足することなく、今後も全職員が市民の立場に立って誠意をもって対応するようマニュアルの活用や研修を重ね、接遇向上に取り組んでまいりたいと思っております。

また、町会活動の参加についてであります。市職員の町会活動の参加は、平川市をよりよくするためにも職員が現場に赴き、市民とかかわり合いを持つということではとても大事なものと考えております。

平川ねぷたまつりを始めとする市のイベントについては、担当者に限らず、若い職員を中心に全庁横断的にイベント補助として従事することとしておりますし、町会活動等にも積極的に参加し、役員として活動している職員もおります。

勤務以外のことについては、個人の自主性に任せることとなるため、強制的に参加させるということはなかなか難しいものではあります。議員御指摘のとおり、職員に対しては、地域の一員であることを認識し、現場に赴いて市民の声に耳を傾けるよう訓示等で伝えております。

今後も引き続き意識改革を促していくことで、参加していくきっかけになればと期待しているところであります。以上です。

石田議員。

この接遇に関しまして、私も職員の方々が、私も議員となったころに比べて少しずつ改善されてきて、いろんなものがすぐ答えが返ってきたり、いろんな面できめ細やかにいろんなものを教えていただいたりだとかして、対応非常によくなってきたなと感じております。実際、本当に向上してきているというふうな実感はあります。

ただ、もう1点ですね、やはりこう、必要なところが②の質問なんですけれども、町内活動ですね。ここの参加に関しましては、やはりもう一歩踏み込んでいかないといけないんじゃないかなと思うんですよ。先ほど市長もおっしゃってございました、人口減少社会であると。ですからこそ、自

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

分たちのところは自分たちでもってできるようになっていきたいと思います、これもよくわかります。しかし、当然ながら全体の母数が減っていきますので、いろんな活動がある特定の方に集約されてまいります。そうしますとどうしても一人で何役もこなしたりとか、なかなか回っていかない状況、そして先ほど述べたようにいろんなものがどンドンどンドン振り向いてきます。

ですからこそ、現場主義でもって現状をですね、把握していく。それをダイレクトにまた市役所に持ち帰って、検討を重ねて、またよりよいものをつくっていく。このようなフィードバックしながらまたそれを出していくような、こういうふうなシステムって言いますか、これ構築していく必要があると思うんです。そのためにも、市職員には大変御苦労されると思うんですけれども、毎週末でもなくて結構ですので、月に1回なり2か月に1回なりで結構ですので、町会活動にぜひとも参加していただいて、その目で現状をぜひとも把握していただきたいなど、このように考えております。

先ほど市長もおっしゃってございましたけれども、この会議録にもありますけれども、個人の問題としてこの勤務外ですから強制はできないと。これはよくわかります。よくわかります。また、職員の中においてはですね、町会の役員している方もいらっしゃる、このようにも聞いております。実際に一生懸命頑張ってる方もいます。ですけれども、じゃあ果たして全部これがそうなのかというと、またやはり濃淡がございます。

ですから、もう一点原点に立ち返って、なぜ市の職員になったのか、その動機と目的は何であったのか。それはたった1つ、やはりこの平川市をよくしていきたい、よりよきものにしたいと、このような思いがあって私は職員になったと。この志を持って職員になったとっておりますので、少し厳しいようではありますが、この一点はぜひとも受け取っていただきたいと思っております。

市長もですね、「市役所は一番のサービス業であり、市民に尽くすことが市役所の職員であり、そのことで給料をもらっていると言っても過言ではない。」とおっしゃっておりますよね。ですからこそ、年月の経過とともにワーク、創造的な仕事がルーチンをこなすだけのレーバー、単純労働、苦役になってしまうのであればいけないと思いますし、権利を、義務を果たさず権利だけ求めるようであってはこれはないと思いますので、ぜひともですね、この点は重々お考えいただきたいと思っております。

市民の意見にも、この会議録にありますけれども、この辺で土日が休みなのは公務員だけで民間企業はそんなに休みがないと。厳しいことがあります。市長が就任した年ですよね。4月の辞令交付式で、先ほども述べていましたけれども、現場主義でお願いしております。勤務外の現場主義。これもとても大事であって、勤務内だけの現場主義、この両方あってからこそ初めてトータルした見方ができてくると思っておりますので、勤務内だけの現

場主義じゃなくて勤務外の現場主義もぜひとも実践していただくように御指導いただければと思っております。

市政運営に関する基本的な考え方と所信の中で述べた、「市民との対話を重視し、声なき声にも耳を澄ましながらか、市民目線での市政運営に努めてまいります。」、これを実行性あるものとするためには、町会活動などへの参加を促し、現場でいま何が起きているのか、何を必要としているのかなど、問題点や課題などについて情報を収集し把握していく必要があると私は考えております。そうでなければ、有効な次の一手、これを打つことがままならず、市民主役のまちづくりも机上の空論に終わってしまうのではないかと、このように私は危惧しております。

繰り返しになりますけども、市民主役のまちづくりの成否のかぎを握るのは市職員の方々であると、このように思っております。卑近なもので例えて申しわけないんですけども、市民が主役のまちづくり、主役が市民であるのであるならば、これ舞台に例えるならば、主役以上に監督や脚本家、演出家の力量が問われますし、大道具、小道具、音響、照明などの舞台設定、配役に合わせた俳優や衣装の手配など、支える側の仕事は膨大になります。ですからこそ、支える市職員の皆様にとりまして、ぜひとももう一段の意識改革を進め、町会活動に積極的に参加し、市民と一緒にまちづくりを行う姿勢を示すべきであると、このように考えておりますので、どうか市長、この点もう一度お答えいただければ。また、この点対しましては何度も繰り返し市職員にも言っていると思っておりますけども、具体的に通達みたいな感じでは出しているのでしょうか。また、このようなまちづくり懇談会の会議録は皆さん御存じであるのかどうか、この点も含めてお願いいたします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

石田議員御指摘のとおり、市職員が地域に参加するというのは非常に大事なことでありますし、地域の下支えにもなろうかと思っております。今後ともですね、訓示等でぜひ、職員の皆さんに地域に参画していただけるようお願いはしてまいりたいと思っております。

ただ、職員の中にも、かなり部署によって遅くまで残業したりしている部署もございます。なかなか町会活動ができないという部署もございますので、その辺はそれぞれの立場に合わせてながら、できる範囲で町会活動に参加していただきたいなというふうに思っております。

ただ、職員の皆さんがまちづくり懇談会の会議録とかそういうのを認識しているかということに関しましては、私自身はホームページには出しておりますけれど、それを職員全員が見ているかどうかまでは把握はしておりませんし、また、通達という形では出してはおりません。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

はい。そうですね、やっぱりなかなかこれは難しい点もあると思うんですけども、ぜひとも現場の声、先ほど現場主義って言うておりましたの

で、この内容はですね、皆さん知っておいていただきたいなど、このように考えております。

また、先ほど私、市役所からいろんな業務が来ると言いましたけれども、実際、先だって11月16日木曜日なんですけれども、支える地域づくり意見交換会ありましたけれども、私も参加させていただきました。これも介護の関係で国の方針って言いますか、法が改正されて、これが国から県・市町村へ、そしてそれがまた今度は社協等を通して、今度はそれが町会にと。これ見ると、まるでどンドンどンドンこう下がってくるような感じでもって、仕事がますます町会にすべて集約できるような感じを受けました。そこに参加している人たちのメンバー見てもですね、会議とか委員会とかに参加してる方、もう同じようなメンバーの方がそこにもいらっしゃいまして、やはりこのままで本当に町会そのものがこれから運営、本当に難しくなるなと思っておりましたので、ぜひともこの平川市でもって一番私は、言葉を選びますけども頼りになる、本当に力のあっているいろんなことの問題解決にもたけてるこの職員の方々がぜひともそこに入っていて、アドバイス等与えていただければ非常にありがたいなと思っておりますので、ぜひこの点を市職員の皆様方は御理解いただくように、市長からまた再度いろんな形でもって言っていただければ結構だと思いますので、よろしくをお願いします。次に移ります。

続いて、項目2です。安全・安心なまちづくり、①避難所設置・運営訓練についてです。

去る9月3日日曜日、昨年までの総合防災訓練から趣を変え、避難所運営の中心として期待される自主防災組織や市役所避難所担当を対象に、避難所での対応に焦点を絞った個別訓練を実施したと10月の広報ひらかわに掲載されました。

そこで、訓練に参加した自主防災組織、市役所避難所担当職員の感想及び実施しての反省点、改善点などありましたら伺います。

次に②、避難所の災害対応機能の強化について伺います。

文部科学省は本年8月29日、昨年7月の熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について緊急提言を受けて、4月1日現在の避難所となる学校施設の防災機能に関する調査の結果を公表しました。

そこで、この結果を踏まえ、当市の現状について伺います。

まず、避難所に指定されている学校の防災機能保有状況について。児童生徒、職員及び地域住民が避難し、救援物資が届き始めるまでの段階、生命確保期、避難直後から数日程度に必要な、①備蓄、②飲料水、③電力、④通信、⑤断水時のトイレの防災機能の保有状況について、学校施設全体での保有割合や現状を伺います。

次に、要配慮者の利用が想定される屋内運動場（体育館）ですね、や校舎におけるスロープ等による段差解消、多目的トイレの整備状況について、①スロープ等による屋内運動場の段差解消、②屋内運動場における多目的

トイレの設置、③スロープ等による校舎の段差解消、④校舎における多目的トイレの設置について、学校施設全体での整備マネーや現状を伺います。

また、調査結果の公表では、防災機能強化のために、今後の推進方策として本調査結果や緊急提言等を踏まえ、「地方公共団体が学校施設の防災機能の強化を図るため必要な施設整備等の整備を進められるよう、学校施設予算のみならず、関係省庁による関係予算も含め必要な予算を、関係省庁とともに確保していきます。」と明示しておりますので、これを踏まえて本市は防災機能強化の体制を整える計画はあるのか。あるとするならば、いつまでに体制を整えることができるのか。この点について伺います。

③弾道ミサイル対応のシェルターについて伺います。

本年6月定例会一般質問、北朝鮮弾道ミサイルについての質問の中で、核シェルターの世界と日本の普及率に触れ、新しく建設される本庁舎が防災拠点となることから、自然災害のみならず武力攻撃災害をも想定した構造を加味するように提案いたしました。

その後、8月29日、9月15日と北朝鮮が弾道ミサイルを発射、全国瞬時警報システムJアラートが作動、緊急情報が発令されました。11月29日には、大陸間弾道ミサイルと見られる弾道ミサイルが発射され、青森県西方約250キロの日本の排他的経済水域に落下しました。

このように、ミサイルの脅威が現実味を帯びる中、弾道ミサイルには地下シェルターが有効であることから、防災拠点となる新本庁舎及び体育施設と地域防災拠点施設の併用機能を持つことになる新体育館に地下シェルターを設置すべきと考えますが、市長の見解を伺います。以上、お願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

石田議員の安全・安心なまちづくりについての、避難所設置・運営訓練についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

今年度、本市で初めて実施した避難所設置・運営訓練については、指定避難所である小和森小学校を会場に、青森県及びNPO法人青森県防災士会の協力のもと、関係機関による避難所での対応能力の向上を図るため実施したものであります。本市で初めての実施のため、訓練終了後においては、参加者により、次回開催に向けて大変参考となる貴重な御意見をいただくことができたところであります。いただいた御意見や今後の対応につきましては、総務部長より答弁させます。

次に、弾道ミサイル対応のシェルターについてお答えをいたします。

新庁舎及び新体育館への地下シェルターの設置についてでございますが、この地下シェルターの設置については現段階では検討しておりません。

弾道ミサイルへの対応としましては、本年6月定例会一般質問で答弁したとおり、現在は、国や県等の関係機関と情報共有を図りながら、政府が求める弾道ミサイル落下時の行動内容について、広報等により市民への啓発活動を行っているところであります。私からは以上です。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

私からは、避難所設置・運営訓練で参加者からいただいた意見や今後の対応についてお答えいたします。

避難所実地訓練においては、ダンボールを活用した避難所の間仕切りや、避難者の受付手順を学ぶなど、実践的な訓練を実施いたしました。また、避難所運営ゲーム訓練では、教材を用いて、避難者の受け入れ体制や避難所内のレイアウトを自由に考えるなど、突発的な出来事に対応していくためのイメージ訓練も行ったところでございます。

参加者の主な意見としては、「身近にあるダンボール資材を組み合わせることで思った以上に簡単に居住空間を確保することを知り、また、避難所環境を考えるうえで、通路を意識した居住空間の確保が非常に重要であることが確認できた。」などの感想が述べられております。

一方では、避難者の参加を省略した訓練内容であったため、「実際の避難者の取り扱いや避難者目線での体験ができるよう工夫すべきでは。」といった声も寄せられたところであります。

今後は、いただいた意見等を踏まえ、より実践的な内容となるよう訓練内容を見直していくとともに、来年度本市で開催される県総合防災訓練での実施も視野に入れ、市全体で避難所運営訓練に対する意識向上が図られるよう、計画的に取り組んでいきたいと考えております。

2番目の避難所の災害対応機能の強化についての御質問でございます。

始めに、学校施設の防災機能の現状と学校施設全体での保有割合についてお答えいたします。

まず、備蓄についてであります。今年度より3か年で毛布、マット、保存水、保存食を備蓄する計画としており、現在3校への備蓄が完了し、パーセントは23%となっております。通信については、全校に避難者が外部と連絡がとれるようNTT特設公衆電話を整備し、併せて、避難所担当職員と本庁災害対策本部等が情報の連携ができるよう、本庁舎に専用の無線基地を構え、避難所持ち出し用の携帯型無線機を備えているところであります。

飲料水等につきましては、教育委員会事務局長より答弁いたします。

無線でございますか。学校の無線機は、携帯の無線機は役所で保存しておりまして、そういった事態が発生すれば職員がその場に配備して、そこで職員と本部と連絡する体系を整えておるということでございます。従って100%ということになります。以上であります。

○議長
○教育委員会事務局長 (大湯幸男)

教育委員会事務局長。

はい。石田議員のですね、飲料水等について私のほうから御説明いたします。

飲料水としましては、受水槽の設置は8校で62%となっております。電力においては、自家発電機のほか太陽光発電システム及び蓄電池を全校に整備しているところであります。また、断水時のトイレについては、受水

槽が設置されている8校については使用可能であります。

次に、スロープ等の設置状況ですが、屋内運動場は1校の8%、校舎は7校の54%となっております。

また、多目的トイレの整備状況は、屋内運動場がゼロ、校舎が7校の54%となっております。

このような状況を踏まえ、学校施設の防災機能強化につきましては、文部科学省の動向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番

答弁漏れありましたのでお答えください。断水時のトイレ、何パーセントですか。

(石田昭弘議員)

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務

はい。申しわけありませんでした。61%です。

局長(大湯幸男)

○議長

石田議員。

○9番

この防災機能強化の学校の施設に関しましては、全国平均に比べてよいものもありますし、また、劣っているものもあります。特に気になるものが、このスロープに関してです。これ非常に低い割合ですね。これ早急に対応していかなければいけないと、このように感じます。

(石田昭弘議員)

そしてまたほかにも、この飲料水の関係もそうですし、あとトイレですね。多目的トイレに関しましても、屋内運動場に対しては非常に低い状況にありますので、この辺もひとつ今後の課題として取り組んでいただきたいと、このように考えます。

さて、①の質問に対しての再質問、これからさせていただきたいと思っておりますけれども、まず最初に、先ほど総務部長から県防災訓練、このようなお話がありましたけれども、これはいついかなる状況で、どんな内容で行うのか、ひとつお教えいただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

石田議員の質問にお答えいたしますが、また詳細は集めてございません。ただ、開催する日程の調整は、知事の日程、それから市長の日程等もございまして8月から9月、防災週間をめどに実施されるものということで考えてございます。

(齋藤久世志)

○議長

石田議員。

○9番

これは個別訓練型、総合訓練、これの合わせたものとして取り組むような予定なんでしょうか。

(石田昭弘議員)

○議長

総務部長。

○総務部長

基本的には総合防災訓練をベースになると思うのですが、平川市が会場ということでございますので、その中でも個別訓練等の実施は可能かと思っております。

(齋藤久世志)

○議長

石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

それでは、個別訓練に関してこの状況を先ほどお教えいただきましたので、少し踏み込んでまたお聞きしたいと思いますけれども、この個別訓練に関しましては、そこで行ったものが実際に自宅でも応用できますし、いろんな集会所でも応用できますので、各地域でもって広くこれはやっぱり開催、今後ともしていただきたいなと思っております。

ですから、今後この個別訓練方式、どのような形でもって実施していくのか。ここの点またお聞きしたいと思いますし、当市に関しましては、通常この防災訓練に関しましては、暑い時期とか非常に温暖な環境がいいときに行っております。しかし、当市の固有な気象条件としまして冬場が長くて雪が多い。これも考えますと、より気象条件の厳しい冬の実施も考える必要があるのではないかと考えております。実際、災害はいつ何時起こるかわかりません。時と所と季節を問いません。実際に、阪神・淡路大震災は1月、東日本大震災は3月の寒い時期であったことも踏まえまして、冬場の実施も検討すべきではないかと考えておりますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長

市長。

○市長
(長尾忠行)

今年行われた訓練は、避難所設置運営に特化した個別訓練方式を採用しており、モデル的に実施したものであります。今後の実施に当たっては、避難者目線も取り入れたより実践的なものとなるよう、避難訓練等を組み合わせるなど工夫してまいりたいと考えております。

また、訓練の開催時期につきましては、市民の意識啓発といった開催の趣旨から、防災週間での実施を基本に積極的な参加が見込める時期の開催としているところであります。今後の開催時期につきましては、議員御指摘の冬期間の実施も検討すべきだとは思いますが、まずは参加対象となる自主防災組織等の意向も確認しながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

石田議員。

○9番
(石田昭弘議員)

ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

それでは、再質問の②のほうに移らせていただきますけれども、先ほど、この要配慮者の利用が想定される屋内の多目的トイレがゼロパーセントということでしたけれども、これに関しましては、昨年12月の定例会一般質問においても、「要配慮者の避難所対応について」で、熊本地震における避難所対応の課題にトイレの問題があると、このように述べさせていただきました。最初の大きな課題はトイレ問題、絶対数が少ない、和式のみでつらいといった苦情が多数というものでありました。他の議員からも小・中学校のトイレに関しまして、生活様式の変化や健康面から和式から洋式への改修を求める質問が出されてきました。本定例会一般質問でも、新風の会会長の原田議員よりこれまで以上に踏み込んだ質問がされました。避難所の災害対応機能の強化からも、校舎や屋内運動場の洋式トイレ化、多目的トイレの整備及びマンホールトイレや携帯トイレの確保等急ぐべきであ

ると考えております。

また、スロープに関しましても、見ますとやはり校舎の入り口が主に多いと思いますけれども、屋内の運動施設、要は体育館ですね。体育館の入り口こそ避難された場合一番最初にそこに行きますので、こここのところの改善っていうふうなものはとても急がれると思いますので、外部から要配慮者が速やかに中に入れるようにぜひとも取り組んでいただきたいと思います。この点に関しまして答弁を求めます。お願いします。

○議長

○教育委員会事務局
局長（大湯幸男）

教育委員会事務局長。

はい。多目的トイレ、そしてまたスロープの整備についてということがあります。要配慮者に対しまして、やはり多目的トイレ、スロープ等の必要ということは十分理解しております。やはり今後、学校施設の防災機能強化への対応につきましては、文部科学省の今後の推進方向、動向を踏まえ、国や県と連携を図りながら検討してまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長

○9番
（石田昭弘議員）

石田議員。

今後この流れは大分変わってくると思います。先ほども言いましたけれども、関係府庁省でもって予算化つけていくというので、これがなった場合いち早くぜひともお願いしたいと思います。そういう要望をさせていただきます。

そして、ミサイルに関しまして、③、質問いたします。

弾道ミサイルの最大の課題、これは本年6月の定例会一般質問でも述べたように、当市においては頑丈な建物が少ない。ないといえますか少ない。また地下街などが、これはありませんよね。この点非常に、この身を守るための頑丈な施設がない状況に現在あります。

8月の北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けて、新聞報道によると「県内逃げ場確保急務」、「地下や頑丈な場所どこに」、「避難住民任せ露呈」など、まったく対応ができてない状況であることが新聞報道等に載っております。

本市においても、新本庁舎建設、先ほどお答えいただきましたけれども、基本計画にはこのような内容は書かれておりませんし、対応するような意思がちょっと見ることができません。

青森中央学院大学大学院の大泉光一教授（危機管理論）は新聞紙面において、「本県の場合、具体的にここにいれば助かるという場所はない。有効なのは地下シェルターだ。今後、ビルやマンション、ホテルなどには地下ごうとして使える空間を備えることを県が条例でつくって義務付ける。国全体でやることは難しい。米軍基地や原発などを抱え標的にされやすい本県が危機管理意識を持って推進すべきだ。」と提言したと伝えております。この指摘を重く受けとめ、繰り返しになりますけれどもシェルターを設置するべきと考えます。

また、先ほど地下というふうなくくりで言いましたけれども、それ以外に

も、例えば地上にあっても、ある程度の規模でこの壁を厚くするとか、こういう対応も可能ですので、ぜひともこのシェルターに関しましてはやはり県内、ちょうどいま本庁舎とか建設いろんなものしておりますので、平川市が率先してやって、ひとつの見本といいますかね、これを見せる必要があるのではないかと、このように私は考えております。市民の方の安全・安心のためにも、ぜひともこの設置を考えられてはいかがかと思っておりますけど、いま一度市長から見解をお願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

地下シェルターにつきましては、まさかのときのためには大事かと思えます。ただ、新しい庁舎にその地下シェルターをつくるということになりますと、また建設コストの問題もございます。また併せて、じゃあどれだけの人が地下シェルターで避難できるのかということも考えますと、一概に新しい庁舎に地下シェルターをつくるということに関しましてはなかなか難しいのではないかなというふうに思っています。地下シェルターについては、国や県などの関係機関の動向をやっぱり注視していかなければならないかな。国のほうで、例えば全国にどれぐらい地下シェルターをつくる必要があるとかそういうのが出てきた場合に、やっぱり対応していくべきではないかなというふうに思っております。

○議長

石田議員。

○9番

(石田昭弘議員)

いまの言葉を聞きますと、やはり指示待ちの感が否めません。首都圏においては地下鉄がありますから、それが実はシェルターになりますし、近隣の市町村の商業施設でも地下の売場を保有する施設もありますので、若干そのような対応は取れると思っておりますけども、殊この平川市に関しては、はっきり言ってまったくない状況でございますので、確かにマスの面はあります。どれだけの方々がってありますけども、でもこれも一つのきっかけですから、つくっていく。それを通してまた、いろんなところでそういうふうな対応が巻き起こってきて、順次各市町村もまたそれに倣って広めていくような状況があれば本当にいいのではないかなと思っております。これは本当に緊急を要する課題だと思います。今後、世界の情勢はますます厳しい状況になりつつありますので、ぜひともこの点また考慮していただければと思います。

最後の項目3になります。観光振興についてです。

①のグリーン・ツーリズムについて、本年9月定例会の続きになります。

当市でグリーン・ツーリズムを行っているのは、金屋にあるNPO法人広域連携津軽・ホットステイネットワークです。主に教育旅行の生徒を対象とした農家民泊事業、ファームステイを行っています。青森県におけるファームステイの宿泊客数は年間約6,000人弱、このように聞いております。そのうち50%強に当たる約3,100人が本年このNPOでもって受けております。青森県で一番大きな団体となっております。

ファームステイの目的は、生徒が農作業、農村生活体験を通して農業と

食糧、人と人のきずなの大切さを理解するというものです。加えて、農家の所得の向上及びリンゴを始めとした地元農産物のすばらしさを知っていただくまたとない機会であります。非常に大きなメリットがあるものです。

近年の旅行形態の変化、多様化によって、体験型のグリーン・ツーリズムの需要は今後も伸びるものと考えられますし、インバウンド観光としても成長が期待できる分野で、今年の5月から12月までの間に計4回、当市と友好協定を結んでいる台中市の生徒が教育旅行で来ております。

こうした中で、NPO法人によると、いま一番の課題は何かというと受入農家の確保が難しいと、このように言うておりました。活動を始めて14年、高齢化により民泊をやめる農家が多くなり、新規に受入農家を確保することが難しい状況にあるということでした。現在、約130件の受入農家が登録し、およそ半分が平川市です。ほかに黒石市、弘前市の平川市に隣接する地域、田舎館村、藤崎町、板柳町、青森市浪岡地区と、本市を含めて7市町村にわたっております。登録しているすべての農家が毎回受け入れることができればよいのですが、個々の都合もありますのでそれもかなわなく、受入農家の手配に苦心しておりました。

平川市としても、農業及び観光振興の観点から、NPO法人広域連携津軽・ホットステイネットワーク、その主体となっている農地所有適格法人株式会社グリーンファーム農家蔵と連携し、新規受入農家の確保のための広報活動や相談窓口などの協力、支援ができないものかと考えております。

次に、②猿賀公園における通年使用可能なトイレの設置について質問いたします。これも平成28年9月定例会一般質問、『北限に観る蓮の花まつり』と観光拠点の環境整備についてで再質問を準備しておりましたけれども、時間の関係で質問できない状況になり、改めて今日質問いたします。

当市の主要な観光地に盛美園、猿賀神社を含んだ猿賀公園があります。冬の観光資源が少ない当市にあつて、猿賀神社は大晦日や正月の初もうで、節分祭や七日堂大祭など多くの人でにぎわいます。そこで、人が集まるところに必要なものがトイレです。しかし、冬期間公園閉鎖に伴い、4か所あるトイレすべてが使用できなくなり、訪れた方に不便な思いをさせております。

このことから、4か所あるトイレのうち、冬場でも常時通行でき、道路に面している児童公園広場のトイレを冬期対応型に改修するか、または、本年2月の議案説明会の資料8に、「ふるさとセンターの改修に当たって、市の主要な観光地である猿賀公園一帯の観光振興と併せて検討すべきである」と示しておりましたので、トイレも検討課題に加えて、適切な場所に通年使用可能なトイレを設置すべきであると考えますけれども、見解をお伺いします。

市長、答弁願います。

石田議員の御質問、観光振興について、2点についてお答えをいたします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

まず1点目、グリーン・ツーリズムについてであります。

先般の9月定例会において、市では農地所有適格法人株式会社グリーンファーム農家蔵に対し、6次産業化及び招聘活動等への支援を実施したことを申し上げておりましたが、そのほかにも、ファームステイの新規開拓や受入農家に関する研修会費用等の一部について助成をしております。そして今年度からは、国の農山漁村振興交付金を活用し、事業実施計画に沿って積極的に取り組んでいるようでございます。

事業を実施するうえでの支援等につきましては、随時相談に応じてまいりたいと思います。

2点目の猿賀公園における通年使用可能なトイレの設置についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、現在、猿賀公園にある4か所のトイレは、12月以降の冬期間は降雪などにより公園の利用者がほとんどいないこと、凍結防止の設備が不十分であることから4か所とも閉鎖している状況にあります。

児童広場トイレにつきましては建築後27年が経過し、洋式トイレもないほか、身障者トイレ用の入口が男子トイレの入口と兼用であることなど利用者に不便な点が多く、施設そのものの改修が求められています。

このような中で、隣接するふるさとセンターについても建築から26年が経過しており、当施設のみならず公園全体の利活用について、関係機関と協議を進めているところであります。

まだ検討段階ではありますが、児童広場トイレは、ふるさとセンターの改築と併せて通年利用可能なトイレの設置を考えており、着工時期は平成31年度を目指しております。以上です。

石田議員。

また時間の関係もありますので、まず①、②を全部言いますので、お答えできる範囲でもってまたいただきたいと思います。

まず、①グリーン・ツーリズムに関してですけれども、先ほどはいろいろな形でもって支援はしているという話でした。しかし、もう一步踏み込んで一緒になって、どうしたらこれが盛り上がっていくのか。ものすごくいい素材ですので、このグリーン・ツーリズムを通しての観光振興というのは非常にいい企画であると思いますので、ぜひとも積極的な関与をお願いしたいと思います。

農地所有適格法人株式会社グリーンファーム農家蔵では、本年の8月に株式会社百戦錬磨の公式民泊サイトを窓口に、農家民泊と平川ねふたまつりをセットにしたモニターを実施しております。参加者は30人、うち20人が海外の人で、昼は農作業体験、夜、2日の日はねふたの観覧、3日はねふたの運行、これで大いに盛り上がったとっております。これは非常にいい組み合わせですよ。

また、11月にも行っています。11月には今度、リンゴ栽培、リンゴ収穫体験ファームステイモニターツアー、国内及び台湾、ネパール、グアテマ

○議長
○9番
(石田昭弘議員)

ラ、ブラジルなど30人の方で実施しております。遊休農地を活用してリンゴの苗木を植えた参加者からは、「収穫ができる3年後が楽しみだ。そのときまた来たい。」と、このような声をいただいたと。そして担当者は、「いいツアーができた。」と。「リピーターにもつながるのではないか。」と、このように言うておりました。

また、1月に今度は、農家蔵をライトアップした冬のツーリズム「尾上農家蔵物語」のツアーもまた、モニターツアーも行っていることなんですよ。

ですからこそ、いまあるものをうまく組み合わせるとものすごいいいものができていきますし、また、ニーズを掘り起こしてアートな観光資源ができてまいりますので、ぜひとも今後、グリーン・ツーリズムに関しましては、市のほうももっとこう積極的にかかわっていくようになればうれしいなと思っております。この観光振興には力を入れるようになったと、市長が替わってなると新聞にも載っておりますので、ぜひとも長尾市長のいま一步のこの後押し、ぜひともお願いしたいなと思っております。

次、また②に関しまして質問いたしますけれども、この猿賀公園における通年使用可能なトイレ、この設置に関しましては、先ほど積極的な前向きな御答弁をいただきました。平成31年ですね。このときにできるという話でありましたけれども、そもそもですけども、そもそもこのトイレに関しましてはやはり、観光地とかいろんなところへ行ったらもうイの一番にやはりこの必要性が生じてくるものであります。おもてなしの第一が実はこのトイレと言っても過言ではありません。ですからこそ、第2次平川市長期総合プランの中には、インバウンド観光の推進、外国人観光客に対しては、対してはですよ、市を挙げておもてなしの心を醸成しながら受け入れ態勢を整備するとありますけれども、外国人のみならず日本の国内の方にも当然、おもてなしの心でこのトイレをしっかりと設置していただいて環境整備する必要があると私は考えております。

先般、先日ですけどもテレビを見ました。路線バスの旅が放映されておまして、その中の番組の中でもって印象に残ったシーンがありました。それは何かと申し上げますと、バスの乗り継ぎの途中でもってトイレに行きたくなった俳優が、トイレを探して行くんですね。トイレは実際あります。ですけども、そこの中にシャワートイレがないからと言って用を足すのをやめて、またバスに乗って行っちゃったんですね。これ見て、ああそうかって、いまこういう時代なんだと思いました。

ですから、今般の定例会でも小・中の和式から洋式への議論がありましたけれども、いま洋式はある意味では当たり前になりつつあります。それをもう一步踏まえた、シャワートイレまでいま論ずるような流れになっております。ですから、私も加東市のほうに行ってきましたけれども、研修で。ここの新庁舎はすべてシャワートイレです、洋式の。こういうふうな状況にいまなっております。

ですからこそ、トイレを見ればその店とかその会社の善しあしがわかる
とまで言われておりますので、ぜひともこの、おもてなしの心でもって来
る方すべてに対してしっかりとしたトイレ環境を整備していただければ結
構だと思います。それはまた公共機関の、公共施設のすべてにおいてもし
かりです。小・中学校、またいろんな施設、すべてやはり早く洋式化に向
けていただければ結構だと思います。一日も早い移行をお願いします。こ
れについて、市長から一言お願いします。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

トイレに関する御意見をお伺いしました。本当に大事なことだと思いま
す。トイレは裏のほうにあります。おもてなしの心が一番あらわれるも
のではないかなというふうに思いますし、すべての所のトイレにシャワー
トイレということは、やっぱり財政的なこともありますけれど、新しい庁
舎についても、その辺のところを予算の中で許されるのであれば考慮しな
がら設置してまいりたいというふうに思います。

また、ふるさとセンターに関しましては、いまさるか荘の改築が進んで
おります。その後ふるさとセンター、これから、ちょっといま議論して
検討しているところもありますけれど、トイレに関しましては外から入っ
て、24時間とは言いませんけれど通年を通して使用できるようにしてい
きたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

9番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

本日の日程は全部終了しました。

次にお諮りいたします。

会期日程表のとおり、13日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと
思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、14日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時17分 散会